

会 議 名 予算特別委員会（第 1 日）

開催日時 平成 2 3 年 3 月 9 日

午前 1 0 時 0 0 分～午後 4 時 5 3 分

会 場 第 5 会議室

1. 出席者

2 番 杉浦辰夫、3 番 杉浦敏和、6 番 磯貝正隆、
8 番 内藤皓嗣、9 番 神谷ルミ、1 2 番 水野金光、
1 5 番 岡本邦彦、1 6 番 神谷宏、1 7 番 小嶋克文

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

幸前信雄、北川広人、鈴木勝彦、寺田正人、内藤とし子、
小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

経営戦略 GL、危機管理 GL、危機管理 G 主幹

地域協働部長、地域政策 GL、地域政策 G 主幹、財務評価 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、

税務 GL、税務 G 主幹、収納 GL、収納 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL

保健福祉 G 主幹

こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

文化スポーツ G 主幹

都市政策部長、都市整備 GL、都市整備 G 主幹、上下水道 GL、

地域産業 GL

行政管理部長、人事 GL、行政契約 GL、情報管理 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹
会計管理者
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

議案第 28 号 平成 23 年度高浜市一般会計予算

議案第 29 号 平成 23 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 23 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 31 号 平成 23 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 23 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 23 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 34 号 平成 23 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 35 号 平成 23 年度高浜市水道事業会計予算

7. 会議経過

議会事務局長 年長委員として神谷宏委員を臨時委員長に。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

委員長に、小嶋克文委員を指名

委員長挨拶

副委員長選出

副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

副委員長に、杉浦辰夫委員を指名

副委員長挨拶

正副委員長日程調整のため、休憩

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

委員長 日程につきまして、ただいま副委員長と協議しました結果、本日は一般会計の質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。なお、本日、委員の慎重審議が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第29号以降の質疑を進めたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複を避けていただき、質疑については、まとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いをいたします。

また、質疑に当たりましては、ページ数をお示しいただき、マイクを使って的確にお願いをいたします。次に、本委員会の記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、すでにお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第28号から議案第35号までの8議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に質疑漏れの部分について、質疑を許可することといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。また休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合もあり

ますので、御了承ください。これより議案付託表の順序により会議を行います。その前に当局から説明を加えることがあれば願います。

行政管理部長 特にございません。

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては一般会計は歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入、歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないようによろしくお願いいたします。

《質疑》

議案第28号 平成23年度高浜市一般会計予算

歳入

1 款 市税

問（9） ページ数59ページ、お願いします。市民税についてですけれども、個人市民税と法人市民税、出ておりますけれども、個人市民税の予想見積もりは昨年度より収納率も低いですし、納税義務者数も減っています。わりとちょっと弱気というか、見積もりだと思えますけれども、それに対して法人税のほうは、少し過大に見積もっていないかなという、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思えます。

答（税務） まず個人市民税の関係でござえます。個人市民税につきましては、昨年の当初比より3.4%、7,800万ほど減額となっております。これにつきましては、要因といたしまして、納税義務者数の減少が主な要因と考えております。これにつきましては、本市の納税者、約80%を占めております給与所得者数の推移を見てもみますと、20年の7月時点で1万8,834人。21年の7月には、1万8,958人。22年の7月では、1万8,061人と前年比より4.7%、897人もの減ということになっております。確かに法人税が上がったと、こういうこととござえますが、22年度前半につきましては、企業もいろいろな策で好調でござえまして、個人の時間外労働というものもふえていっていったということで、多少月間の給料の伸び率もふえております。一方で先日総務省も発

表いたしましたとおり、リーマンショック以来の職を失った方というのが、再就職が見つからずにまだ長期の失業の状態になっておるといふ実態もございませう。愛知県の就労状況にもよりましては、年々ふえ続けてきた労働人口も、20年の322万6,000人をピークに、22年では313万人と3%、9万6,000人ほど減ということになっておられます。そういったことから、23年度当初予算といたしましては、納税義務者の減ということで見積もらさせていただきます。法人市民税につきましては、過大な見積もりじゃないかというお話でございませうが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、22年度の前半の好調ぶりに伴いまして、各企業さんともある一定の収益を得ておられます。ということで、これは22年度の実績をもとに上げさせていただいたというものでございませうので、よろしくお願ひいたします。

問（8） これは本当は総括のほうで聞いたほうがよかったかもしれませうですけど、私も委員の一人でありますので、ここで聞かさせていただきますけれども、予算編成の編成に当たって基本的な考え方を総括のほうでも聞かれておるわけですけども、私がお聞きするのは中期財政計画の中で平成23年から25年の間の適正な予算規模というのは、127億ということが示されておられます。それに対して今年度の予算が133億ぐらいということで、この差異が非常に厳しい情勢の中で苦慮されたと思ひますが、どの辺に大きく差異が出てきたのかということをお聞きしたいのと、ついでで申し訳ないですけど、この23年から25年までの間に10億円の事業費を削減するというふうには、中期財政計画で示されておられますけれども、当面23年度では3億1,000万というふうには書かれておられますけれども、その辺の取り組みと申ひますか、この予算の中でどのようなところで反映しているというか、反映できなかったのかということをお聞きしたいと思ひます。

答（財務評価） 中期財政計画と当初予算編成の関係だと思ひますけれども、まず中期財政計画の中に掲げておられます財政見通しにつきましては、決算ベースでの計上となっておりますので、単純には比較できない部分が

あることを御理解をしていただきたいと思います。それでまず予算規模の面から言いますと、予算規模につきましては、先ほど議員おっしゃったように127億円というふうにしてありますが、子ども手当、それから子宮頸がんなどによりですね、増額となっております、平成23年度の歳出額、計画上では約139億円というふうに示させていただいております。選択と集中、それから事務事業の見直し、無駄の一掃といった三つの取り組みによる削減額を計画上は3億1,000万というふうにしてありますので、中期財政計画上の歳出の予算規模といたしましては、約136億円というふうになっているということでございます。それに対しまして、23年度の当初予算の計上額につきましては約134億円ということで、2億円程度の減というふうになっております。また三つの取り組みによる削減額でございますが、約3億4,000万円ということで、ほぼ計画どおり予算編成ができたと認識しているところでございます。

問（8） 要するに127億というのは、最終的な今年度の結果として出てくるという、そういう努力があるということなんでしょうか。いわゆる予算ベースでは139億だけでも、努力の結果133億にしたという、そういう努力の結果本来は139億になるところを133億にしましたよということを理解すればよろしいんでしょうかね。それからもう一つ、3年間で10億円というのは、現在の適正な127億とされているのを、そこからまた10億引くということなのか、そういう意味じゃなくて127億に向かって3年間で努力するという意味なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答（財務評価） まず1点目のほうの御質問でございますが、予算規模を127億がですね、実際は134億というところで、実際の施策に取り組んだ結果ですね、3億4,000万の削減ができたということ。それからほかには事務事業の見直しというようところで削減ができたというふうに考えております。二つ目の御質問でございますが、3年間で10億円という目標額を掲げてありますが、127億という額につきましては、平成25年度の時点では、予算規模が127億になるというふうに御理解をい

ただきたいと思います。

問（８） それから第６次総合計画は、決められて、四つの基本目標と１４の目標とそれから６６ですかね、取り組みがされていくわけですけども、その内容と予算書とがどのようにわかりやすくといいますか、通常は款項目でわかれているんですけど、款項目と４の基本目標と１４の目標と６６の取り組みととの関係というのが、そういうのがわかりやすく出てくるということは今後はないのでしょうか。新規事業の中には、今までもそうですけど、出てますね、この事業は基本目標の１でありますとか、個別目標の２でありますとか、こんなことに取り組みますということが出てますけども、ほかの事業もほとんど同じ事業は総合計画に組み込まれるというか、どこかに当てはまると思うんですけど、そういう仕分けみたいなものはどっかで示されるのか、従来どおりの予算の示され方するのか、その辺をちょっと今後の取り組みも含んでるんで、これから取り組まれることなんでもまだ決定的なことはないかもしれませんが、何かあればそういう取り組みとして、次の総務の進行管理のところと関係してくるのかもしれませんが、もしここでお聞きできるならちょっとお聞きしたいと思いますけど。

答（財務評価） 委員おっしゃるとおりですね、全ての事務事業というのは総合計画に位置づけられているということになりますので、予算の中には全て盛り込まれているというふうに御理解をいただきたいと思います。それで総合計画の施策体系別での予算というものに関しましては、今後示されますアクションプランを提示するに当たってですね、主要事業のみという形にはなってますが、御提示はできるのかなというふうに考えております。

意（８） このことをお聞きしたのは、ちょっと先日ですね、一市民の方から総合計画ができたけど、それと予算との関係はよくわかるようになって出てくるんだろうねというふうに聞かれまして、私はそのようになっていますと、少なくとも新規事業についてはそうなってますんで、そういうふうに市民の方に答えておいたもんですから、それでどっかで市民の方

にわかるような形で出てくればなというふうに思っておって質問したわけ
です。以上です。

問（12） では1款の市税の関係、先ほども質問がありまして、この個人市民税については、収入減というのが影響して減になっておると。法人税については、昨年前半期が好調で若干プラスということの説明があったわけですが、この予算編成、市税の関係で言えば、今の不況が影響しておるとというのがこの予算面でかなり出ておると。で、さまざまな不況対策で大企業の一部で若干の回復というのか、それが法人税のプラスになってということではありますが、そうしたカンフル剤がなくなればまた不況に落ちるといって、財政運営非常に難しくなっておるわけですが、一つは景気対策を市の税金の上でもやっぱり考えていく必要があるではないかという点で、今不況の最大の原因というのは、やっぱり高額資産家やそれから大企業にお金が集中してしまって、そちらでは金が余ってるが市場には出回ってこないということが慢性的な不況に陥っているということ、富の再配分機能を税としてきちっと持っていくという点で、私どもは法人市民税については、大企業の高額の利益を上げておるところに対しては応分の負担をしてもらうことによってね、そうした金が余ってるところから必要な財政を確保していくという施策として、全国でかなり行われておるわけですが、当市では繰り返しそういった意見を出しておりますが、まだ具体化していないと。先ほど資料要求で出た、いわゆる不均一課税の実施状況についても聞いてますが、現在高浜市のような自治体の規模で実施率がどの程度、何自治体でということと、高浜市のこの法人市民税についての考え方、これまでから発展があるかと思うんですけど、今時点での考えをお答えください。

答（税務） まず同じ規模の自治体でということですが、これも22年の4月1日現在ということですが、人口の5万人未満の市の状況でいいますと、243団体ございまして、標準税率が72団体、率で29.6%、一律超過課税税率が154団体、63.4%、それから合併による不均一課税が3団体、1.2%、資本金等による区分の不均一課

税を実施しているのが14団体で5.8%ということで、なんらかの不均一課税を実施しておる団体が、171団体、70.4%という状況でございます。当市の考え方ということでございますが、まず先に愛知県下の状況をちょっとお話をさせていただきたいということでございますが、愛知県下の状況でございますが、愛知県下57市町村で、そのうちの標準課税を使ってみえる団体が43団体、率にしますと75.4%という状況でございます。全国との差は逆の状態という状況でございます。不均一課税、これも超過課税の考え方ということで、これも再三申し上げておるところでございますが、現行の法人市民税の課税体系というものが、御案内のとおり均等割と税割という課税体系となっております。資本等についても一定の金額で差がついております。税割については、収益の増減により税額を決めておるということでございまして、課税の公平、中立が保たれておるということで考えております。また法人市民税というのは、その時々を経済状況等の背景において、税制改正なされたものでございますので、これも超過課税につきましては、現在考えておりませんので、よろしく願いを申し上げます。

問（12） 現在高浜市では超過課税を考えてないということですが、先ほど答弁ありましたように全国では7割を超える自治体でそれが既に実施されておるといふことと、税の公平性ということは今答弁で言ってみえますが、税そのものの考え方の基本としては、やっぱり能力のあるところから、だから所得の多いところ、そういうところから高い率でという累進課税というのが、いわゆる税の富の再配分機能として一番重要な原則だと思うんですね。それが現在税制がいろいろ変えられて壊れてきておるといふのが、今のお金が一部の富んでおるところに集中してしまっていて、市場やいわゆる国民の間に回らない、そういうことによる慢性的な不況という大きな構造悪が出ておるわけですから、その点はやっぱりぜひ市民の暮らしを預かる地方自治体としてもね、やっぱりできる限度があるにしても、その限度できる範囲で、そういう立場で動くことが今求められているんじゃないかと。全国的にもだからそういう形で努力した結果が、不均一課税など

のいわゆる超過課税で一定の富の再配分機能を実施しているということから見ても、検討すべきだと思うんですけど、これは市長の考え方が大きく影響しています。先ほど愛知県内で逆に標準課税が多いという答弁ありましたが、愛知がそういう点では非常に遅れておるということであってね、愛知で多いからそのままというのでは、これは今の経済状況、日本の状況見たときには、正しくない態度だと思うんですね。そういう点では知立あたりもそういった超過課税を実施して、何年かになっているわけですから、そういう点では長の考え方をぜひお伺いしたいと。それから固定資産税の関係で、これがトータルで若干の減ということで、人口も新築家屋もふえておる中で減というのは、異常なんですけど、その中身を見てみますとやはり償却資産が減少しておるということだと思うんですね。これは生産設備等について、利益を上げている大企業が残念ながら、高浜に新しい資産を投入してということが不十分というかね、その結果では思うんですけど、それについてどのように分析しているのか。やはり空洞化の一つのあらわれがそこに見られるんじゃないかということ、懸念するわけですが、この固定資産税の傾向について、どのように分析しておるのかもお尋ねいたします。

答（税務） まず法人市民税の考え方といたしまして、市長のほうにということでございますが、昨年22年の3月議会でも井端議員のほうから市長の考え方ということで、お話がございまして、その時も市長のほうから、こういった財政状況の中でむしろ企業さんがしっかり事業の活動をしていただいて、収益を上げていただく。その中で固定資産税もふえて、事業の拡張をしていただくということで、税収に富んだ基幹税目の確保につなげていきたいということで、超過課税の考えはございませんということで、答弁をさせていただいております。もう一つの御質問でございますが、固定資産税の減額でございます。ここの固定資産税の減額の要因といたしましては、先ほど委員言われたとおり償却資産の減というのが非常に大きいということで、実はこの償却資産の予算を立てる時に、実は大手の11社に事前にアンケートをとらせていただいております。来年度の状況等と

いうことで、出させていただいたんですが、その時の状況によって予算を決めさせていただいておるということが大きなものでございますが、その中でリーマンショック以来、以前として不透明な経済状況の中で設備に対して依然として過剰感が残っていると。更新のための設備投資はありますが、新規に投資する環境ではないというアンケートの結果ということで、だいたい皆さんまだまだ先行き不安定な状況の中で、抑えた予算の金額が出てきておるということで、こういった予算づけをさせていただいたということでございます。

問（12） 今、大企業を中心に11社、アンケートの内容でもやっぱり新規投資では抑えた投資になっていると。これは内需が落ち込んでおるということを承知して、国内需要がふえない、したがって新たな設備も過剰感でということ悪循環がここに見られると思うんですね。ですから私どもが大企業に法人課税をもうちょっと上げたらというのは、大企業に対して敵視してるんじゃないし、むしろ大企業のためにもそれが今必要ではないかということなんです。市場にそういうお金が回るようにすることが、大企業が相手にしている大量消費財等の販売にも結びつくということで、今も慢性的に内需が悪いというのは、結局国民の懐が非常に淋しいことと、先々不安定というさまざまな日本の経済、壊れておる原因、そこによる不況であって、そこを修復することが今必要だという点で市場を活性化させるためにも、税のいわゆる再配分機能というものを検討すべきではないかということをお私どもは提案しておるわけで、その点では去年の3月、市長は言っているから、私はそれを繰り返してということですが、市長もこの1年情勢が変わっているから、やっぱり考え方や発展当然あると思いますので、現時点でのやっぱり是非ね、そういった面で経済の専門家とは言いませんが、高浜市民の生活を担う中心に座ってやってみえる方ですから、そういう見識ある立場での見解、今回は法人市民税の超過課税提案してないですけど、先々早くこれは検討すべき課題だと思うんですけど、それについての見解をお伺いします。

答（市長） 1年経ってどうかということですが、今、国のほう

でもどういう話が出ておるか、よく水野議員も御承知だと思います。日本にある企業は国外に出て行ってしまわないかという、そういう危険がむしろ増してきておるという中で、法人に対してどういう税を、むしろ減税をしたらどうかというお話も法人税の場合は出ておりますね。法人市民税にしても、同じような観点から申し上げますと、地元にある企業さんが高浜市でやってくにはとんでもないということになってしまうと、私どものまちも空洞化から免れんということもあります。そういった意味では超過課税、不均一課税については考えておりません。

問（12） 税が上がったことによって出て行ってしまっは、逆だというような心配の答弁でありましたが、企業に対する進出等について、何をもとに考えるかという中では、税の問題というのはゼロとは言いませんが、うんと低いほうにあって、一番重要なのは資源であったり、いわゆる市場が一番大事で、近くに進出するというのが大企業のいわゆる進出判断のトップに来ておるんですね。今、国内から海外へというのを盛んに心配される。それは国内の市場が冷え切ってしまうという最悪の状態が続いておると。いわゆる日本の経済規模が萎縮して縮んできておるということが、企業が進出する際の最大の判断で、その点では私どもが提案しておるさまざまな提案というのは、日本の市場を再度活性化するという提案であって、企業規模、いわゆる経済規模をふやしていくというためには何が必要かという点で、検討すべきだと。例えば三重県の亀山が一つ、企業誘致のモデルとして、シャープを誘致してということで、大変騒がれました。三重県、それから亀山市も相当財政を投入してやったんですけど、結果は大変な状況になっておるんですね。結局シャープは市場の近いほうへ進出と、中国とかそちらへ。いうことになってしまっ、いわゆる企業誘致で払った金を返せとか、今問題になっておるんですけど、どこに原因があったかという、やっぱり市場が国内が小さくなったことが企業が企業活動を、いわゆる主戦場を変えるというのかね、そういう一番の判断要因になっておるということをやはりぜひトップの市長にはその点もぜひ最大の問題はそこにあるという点から、そういった視点で今後の市政を運営すべき

だということを特に指摘をしておきたいと思います。次に滞納の関係で、59ページの中に、いわゆる徴収率の関係が出ておるんですけど、固定資産税では滞納見込額に対する徴収率が、59ページで20.7%ということで、この以前よりも、去年が18.3ですから、引き上げておるんですね。これは市民税についても同じように前年よりも徴収率アップということで、さまざまな施策をしておるからということで、見込みであります、どのような徴収率アップの取り組みをして、実績もそういった形で傾向としては改善しておるのかどうか、それについてお答えください。

答（収納） 今御質問の徴収率の関係になりますが、滞納繰り越し分ということで、徴収率のほう上げさせていただいております。この徴収率というのは、私ども収納グループの努力目標というところもございまして、前年度実績の0.5ポイントアップ、そういったところを予算化で上げております。私どもの目標としましては、現年につきましては翌年度滞納繰越額というほうに直接影響するということもございまして、現年のほうの徴収率というのは厳守して徴収していきたいということでございます。もう一つは、滞納繰越分でございますが、これにはその滞納者の方の状況の調査というのが、一番の重要な鍵になります。状況把握に努めまして、資産のある場合は、滞納処分、そういったものをしていきたいということを考えておりまして、そういった滞納処分の件数につきましても、毎年度徐々でございますが、大きくふえておるような状況でございます。そういった取り組みを含めまして、来年度少し目標数値0.5ポイント増という形で徴収率のほうは見込んでおります。

問（12） ただいまの徴収率アップでは、最近の議会で西三河で、県も入った連携で、いわゆる高額の徴収に対してはそちらに委託するというのかね、そういうような取り扱いを今年度から始まると思うんですけど、これについては例えば市税の関係では、どの程度のものがそういう対象に入ることになっているのかどうか、具体化しておればそれについてお答えください。

答（収納） 滞納整理機構のお話だと思いますが、4月1日から滞納整理

機構のほうが開設されるということで、高浜のほうでは50件程度。1件あたり100万以上ということで、ほぼ5,000万の滞納の分を機構のほうでお願いしたいということでございます。ただ、これは今、分納している方とかではなく、不誠実な滞納者の方、こちらのほうが訪問しても無視される、あるいは文書での照会、そういったものについても無視される、そういった方たちに対しまして、機構のほうへ送っていくというような形で現在準備を進めているところでございます。

問(12) さまざまな形で収納率アップ、努力は理解できるんですけど、やり方によってはね、これが例えば経済的に支払い能力が全くないところに厳しい取り立てで、生活基盤を脅かすというのか、かえってより困難にしまうと。努力しておるところに追い討ちということがあってはならんわけで、そういった点では先ほど不誠実な方ということで、基準で100万超えておるといふうに表現されてみえましたが、いわゆる判断基準というのは、明確になっておるのかどうか。最悪の事態は避けたいと思うんでね、事実誤認で一生懸命努力しておる人を整理機構に送って、結果的に大変なことになると。例えば報道では、追い込まれて自殺に追いやられるとかね。さまざまな事件が時々報道されてますから、そういった点ではどういった基準でいわゆる整理機構に回す場合には、判断をするのかという明確な基準を持っているのかどうか、お願いします。

答(収納) 基準、いくらいくらという基準というのはございません。ただ送る場合には、私どものほうが先ほど申し上げましたように、状況把握ということで1年間の収入金額、あるいはローンの関係とか支払いの関係、そういったものが調査をさせていただきまして、十分支払えるのではないかと見込まれるような方、そういった方たちに対しまして機構のほうでお願いしていきたいと思っております。

問(12) 報道の中では、いわゆる滞納者が例えば消費者金融等の過払いとかそういう事案も発見し、解決して、収納にも寄与したし、本人も立ち直ったというような例が時々一つの例として報道もされておるんですけど、高浜ではそういった税の滞納者には消費者金融等の多重債務というケ

ースも当然多くあると思うんですけど、そういったことについてはどういった対応をしておるのか、それについてもお答えください。

答（収納） 過払い金の関係でございしますが、直接市のほうがタッチしているというところはございませんが、御本人さんとお話する中で、そういった多重債務が判断されるような場合につきましては、私どものほうは顧問弁護士等も昨年からお話をさせていただいておりますので、税に限らずでございしますが、そういった弁護士さんの紹介、そういったところも実例もございしますし、私どものほうのアドバイスを聞かれて、実際にやられて弁護士さんのほうから税のほうへ充当するという、そういった例もございました。そういった程度の対応でございします。

問（12） それでは1款4項の61ページ、たばこ税が大幅にアップしているにもかかわらず、前年度と比べて減収見込みということですが、これはどのような分析によるものか、お答えください。

答（税務） たばこ税の関係でございしますが、22年10月に大幅な値上げをされて、懸念をしておったところではございますが、22年度の決算見込みにおきましても、1.68%の420万ほどの減ということで、値上げにもかかわらず、駆け込みの需要はあったものの、トータルするとそんなに値上がってやめた方がいなかったのかなということも考えておりました、ただたばこ本数につきましては、以前から減少傾向にあるということで、23年度の当初では1.3%程度の減の2億4,900万と見込ませていただいたという状況でございします。

問（12） 61ページの都市計画税、1款5項の関係で、これは若干前年度よりもふえているわけですが、それはどのようなものによるものかということと、それから都市計画税の減税については、以前から一つの提案として検討すべきだということを出しておるわけですが、今年度予算計上に当たって、そういう検討はしなかったのかどうか、今後の考え方も含めて答弁をお願いします。

答（税務） 都市計画税の関係でございします。都市計画税は償却資産というものがここには入ってきませんので、土地と家屋ということで、家屋の

増が主な要因でございます。それから固定資産税の税率の引き下げでございますが、これも再三御質問でお答えをさせていただいておりますが、都市計画税につきましては、都市計画事業の充当にあてるという目的税ということでございまして、現在都市計画税につきましては、事業のほうを上回るという状況でございますので、現状では引き下げは考えておりません。

2 款 地方譲与税

質 疑 な し

3 款 利子割交付金

質 疑 な し

4 款 配当割交付金

問（12） 配当割交付金については、今、時限的な措置で1割課税というのが続いているわけですが、これについては2割に戻すべきだということを以前から言っているわけですが、これについては地方自治体としてはどのように考えているのか、国に対しての働きかけ等についても取り組んでいることがあればお答えください。

答（財務評価） 高浜市として取り組んでいるというようなことは特にはございません。

問（12） 先々の見通しでは実務当局には何らかの情報としては入りますか。

答（財務評価） 特に入っておりません。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

質 疑 な し

6 款 地方消費税交付金

質 疑 な し

7 款 自動車取得税交付金

質 疑 な し

8 款 地方特例交付金

質 疑 な し

9 款 地方交付税

問（12） これは大幅増額になっているわけですが、算定根拠、それはどのようなものなのか、まず答弁願います。

答（財務評価） 地方交付税の大幅な増の理由ということでございますが、まず平成23年度の地方財政計画におきまして、地方交付税の総額につきましては、地方主権改革に沿った財源の充実を図るということで、地方に配分する出口ベースで平成22年度と比較して4,799億円、2.8%の増ということで17兆3734億円が確保されたというところでございます。そのうち普通交付税におきましては平成22年度と比較しまして、6,250億円3.9%の増ということで、16兆5,047億円の増額となっております。で、本市の普通交付税の見込みでございますが、総括質疑でもお話をさせていただいておりますが、今年度に引き続き、交付団体になるというふうに見込んでいるということでございます。基準財政収入額と基準財政需要額の差し引いた額は、5億円程度になるわけなんですけども、まだ来年度の算定方法がまだ示されておられません。過大な見積もりとはならないようにですね、今年度の金額とほぼ同額の2億円を計

上させていただいたということでございます。それから特別交付税につきましては、平成23年度の地方財政計画では、22年度と比較しまして、14.3%の減、8,687億円というふうになっております。これは特別交付税の割合の改正に伴うものでありまして、平成23年度におきましては、交付税総額における特別交付税の割合が6%から5%に引き下げられると、その1%については普通交付税に移行するということで、減になっているということでございます。また平成21年度からですね、特別交付税の対象経費につきましては、緊急的財政事情のない不交付団体については、交付がされない仕組みというふうになっておりますので、平成22年度の当初予算では、不交付団体ということで計上はしておりませんでしたが、平成23年度におきましては交付団体ということの見込みから1億7,000万円の計上をさせていただいておるところでございます。1億7,000万円の根拠といたしましては、特別交付税の見直しの内容も踏まえましてですね、実際に交付がされていたときと比較をしまして予算計上額、1億7,000万円を計上しているということでございます。

問（13） そうすると、平成23年度の予算ベースでいきますと高浜市のいわゆる財政力指数というのは、どの程度の指数になるのか、お答えください。

答（財務評価） まだ、算定が示されていませんので、一概に言うことはできませんけども、今のところはですね、0.92くらいになるものというふうで見込んでおります。

問（12） この65ページで、2の児童福祉費の負担金で保護者負担が1,400万くらい減額、前年比でね、なっているわけですが、これはどのような事情によるものか。お答えください。

答（こども育成） 保育所保護者保護費、保育料の減額の件でございます。人数といたしましては、34人ほど児童がふえてございますけども、所得の減というものが反映してきまして、平均で保育料が2,190円ほど下がっておりますので、各階層ごとの保育料が全体的に下がってきたという状況でございますので、よろしく申し上げます。

問（１２）　ここでも不況の影響が色濃くでておるといふことだと思ひますが、そういう点では、保育料だけに限らず、すべてに影響する景気対策というものが国全体としても非常に重要だといふことを示していると思ひます。そういう点で、市の施策でも少しでも景気浮揚に関わるような提案といふのか、さまざまな施策といふことを検討すべきではないかといふことを指摘しておきます。

１０款　交通安全対策特別交付金

質　疑　な　し

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０８分

１１款　分担金及び負担金

質　疑　な　し

１２款　使用料及び手数料

問（１２）　使用料の関係では、６７ページのいきいき広場の使用料というものが、７０５万円となつておるわけですが、これについては、昨年から増加しておるわけですが、その主な施策といふことについてお答えいただくのと、それから、６７ページの住宅使用料、これが現年度分で６，８０９万円となっているわけですが、これについてどのようなものであるのかといふことをお答えください。

答（地域福祉）　いきいき広場の使用料の増額の理由ですけれども、こちらのほう、昨年の７月にリニューアルをしましたマシンスタジオ、こちらほうの利用が伸びておりまして、約３０万円ほど昨年度よりも増額をさせていただいております。それとあわせまして、いきいき広場の３階の居室の

利用の関係、こちらの使用料を100万円ほど計上させていただいております。

答（市民生活） 委員よりご質問がありました、住宅使用料6,809万5,000円でございますが、内訳といたしましては、市営住宅分で3,537万9,000円、借り上げで3,271万6,000円を見込んで計上いたしております。

問（12） いきいき広場の関係では、今年の7月リニューアルということですが、同時に65歳以上の高齢者の無料から一定の負担ということにかわった影響もあるかと思いますが、これについてはそれに関わる関係ではどの程度の収入をみておられるのかということと、住宅使用料については歳出のほうでは、さまざまないわゆる借り上げ住宅のものがあと出てくると思いますが、収入をアップすることは、重要な課題になっておったと思うんですけど、借り上げ住宅の満杯になったときの想定収入に対して現在どの程度を見込んでおられるのかということについてお答えください。

答（地域福祉） マシンスタジオの65歳以上の利用の関係ですが、昨年度の65歳以上の方との比較をしていきますと、今年の年間利用者数の平均が、月平均ですけども2,133名、7月以降の月平均が2,047名で若干下がっておるわけですけども、以前御説明を申し上げたところもありますが、居場所的に利用をされて見える方の部分が減って、本来の利用目的をされる方の人数だけになってきております。65歳以上の利用料のほうですけども、約180万円ほどを見込んでおります。

答（市民生活） 借り上げ公共賃貸住宅との充当率でございますが、6つの借り上げ公共賃貸住宅の年間の借り上げ料が、総額6,810万7,200円でございます。これを先ほどお答えさせていただきました、見込み数字でございます。3,271万6,000円で割り返しますと収入見込みとしては、48%を見込んでおるというものでございます。

問（12） これ以前から、借り上げ住宅については、いわゆる空き部屋率というのが非常に高いと。対策は緊急の課題ではないかということで、さまざまな提言もしてきておるわけですが、具体的な今年度にあたってのい

わゆる空き部屋を減らすための対策というものは、どのようなことを取り組んでおられるのか、お答えください。

答（市民生活） 空き家の入居率アップの取り組みでございますが、オーナー会議の話の中でも出ておりましたが、やはり入居率を上げていくということは、課題だと認識をいたしております。そのなかで従来からやっております、広報、またホームページへの掲載、昨年来から入居の問い合わせの入居案内の看板を設置いたしております。そういったところで、できるところから順次、手を打っておるというのが現状でございます。

問（12） いろいろやっておることは説明を受けておるわけですが、実行に結びついていないということですね。どう評価しておるかという点では、業務は明らかに改善しなきゃならない。例えば先ほどだしておるように、家賃として借りておるほうが6,800万円に対して収入が3,200万ということであれば、もう半分以下ということですから、通常経営ではありえない状況が、それも1年じゃなしにずっと長い間続いておることです。今やっておる施策では、この空き部屋を解消するための有効な手立てにはなっていないということは明確なんですよね。そういう点では、何らかの対策をしてということをお私どもも繰り返し提案もしておるわけですが、そういう特別の対策チームみたいなものをつくってやっておるのかどうか、それについてはいかがですか。

答（市民生活） 委員、御質問の特別の対策チームというものは設置はいたしておりません。

問（12） それで、わかりましたというわけにはいかんですよ。これ。今の借りておるものがすでに住宅として陳腐化して市場には間に合わないということであれば、それに対する対応が必要ですし、今示している家賃では、とても回らないということであれば、何らかの対策があるんじゃないですか。そういうことについては、誰も何も考えていないということですか。これは市長お答えください。

答（市民窓口セ） 借り上げ住宅の空き家の問題でございますけども、これもですね、オーナーのお考えもあるという中で、家賃の引き下げという

御提案でございますけども、そういう中で相手もあるということもございます。引き続きですね、空き家対策については、私ども、全然考えていないということではございません。オーナー会議のなかでも、オーナー様からもいろいろな貴重な御意見もいただいております。そういった中でですね、今後ですね、引き続き空き家を解消していくための手立てを考えていきたいというふうに考えております。

問（１２）　今までそういった検討していきますという答弁はいただいておりますが、結果はいっこうに改善できないということについては、どのように分析しておるのかということ、私のほうはあれも借りてから相当たっていて、新しいマンション等と比べると若い人が入りにくい状況になっているということであれば、それも含めて市場に出ておるわけですから、それにちゃんと対応できるような対策を示さなきゃ、これは解決しないと思うんですね。そういう点では、あまりにも硬直的に考えておるのではないかと。結果がひどいんですよ。これについては緊急課題じゃないですか。どのように考えているのか、これはぜひ責任者にお答えください。

答（市民生活）　先ほど、答弁のなかで言葉足らずなところもありましたが、当然ながら、職員としましては委員と同様の考えでおります。とは申しますものの、やはり昨年来のリーマンショック等々、市内にあります、民間の借り上げの住宅というんですか、民間アパートの状況もちょっと今空きもあるという状況の中でございます。先ほどセンター長も申しましたように、オーナーさんの御意向もありまして、そういったいろんな条件のなかで、私ども職員としても、やれることは当然ながら、考えてやっております。委員言われました、実績が伴っていないじゃないかというのは、御指摘のとおりでございますけども、私ども決して力を抜いてこの業務にあたっているわけではございませんので、ひとつよろしく願いいたします。

問（１２）　これは担当レベルだけではね、解決できない困難な問題だと思います。それは承知していますが、しかし、時がたてば、常に毎年３、

000万円以上のね、市税がそこに流れていくということで、これは本当に無駄な話で、すべてそれをすぐにゼロになるとはいませんが、普通市場に出ているマンション等でそんな空いた状態が恒常的に続くというところは、ありません。そういう点では、必要な対策が十分打てていないという業務評価のことをよく言われますが、その点ではそういう評価ではないかと思うんですよね。そういう問題については、市長を初め、責任ある人がきちっとそういった問題あるところには入って解決にあたるということが大変重要ではないかと思うんですけれども、それは、ぜひ市長の決意という点も、ぜひここはお答えください。

答（後藤副市長） 以前から借り上げ公共賃貸住宅につきましては、多くの方からいろいろと御心配をいただき、それに見合うだけの成果が実際にでていないというのは事実でございます。ついてはただいま、グループリーダー、部長からも説明がありましたように、いつのときより、その時々でできる限りのことを今、進めておりますが、実は、御承知のとおり、返済期限が直近に迫ってきているというようなこともございます。現実にオーナーさんに返す際には、現在オーナーさんの中には、返していただいた際には、それをリフォームかけて、その後また引き続き賃貸住宅として活用したいといったようなお話もあるわけで、そういった場合に、現在お住まいの方々の移転費用、そういったものについても今、協議等を進めているところであります。従いまして、そういったことも含めて全体的にどういう形でお返しをするか、あるいは、今、御入居されている方々の対応、そういったものも現在、検討の対象となっております。一方で今おっしゃられるように、空き部屋の対応というのもおっしゃるとおりで、ある意味では、御指摘のように、非常に建築年次からすると、経過過ぎて、今の家賃でいいのかどうかという議論もありまして、そういったことについても、オーナーさんのほうと協議をし、家賃を下げ、あるいは、賃貸料を下げるというようなことについても御協議をさせていただいておりますが、先ほど説明がありましたように、何分、オーナーさんの側の御都合もあるようでありまして、なかなかその話としては、うまく、まだ進んでいないとい

うことで、いろいろと色々な角度から議論、検討しているということについては、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

問（12） この借り上げ住宅で一番早く契約が終わるのは、あとどれくらいの期間があるわけですか。それに対しては、じゃあ、どういう対策をとる方向は明確になっているわけですか。一番、例えば日にちの短いところについて、どういう対策をやっているのか、お答えください。

答（市民生活） 借り上げ期間の20年が一番早く到達いたしますのが、センチュリー21でございます。平成24年度末をもって、契約は終了いたします。その後はオーナー様のほうにお返しをさせていただき予定で話を進めております。

問（12） 一番短いのも、あと2年あるわけですね。で、それから抱えているのはもっと期間があるということで、ただ、いろいろな手を打ちながらもあと2年待っているんでは、この状態は改善できない。返す期間が迫ってくれば、新しい入居者というところも募集しにくくなるわけですね。そういった点では、さまざまな手立ていろいろいってみえますが、結局、解決せずに、日が過ぎていくのを待っていると、結果はそうなっているわけですね。そういう点では、一連のそういう住宅に関しては、担当レベルが、中心には座るけど、何らかのこの問題を対策をするプロジェクトなり、さまざまな関係者を集めた対策本部を置いて施策をとるくらいのこととしないと、結局同じ質問で、同じ答弁ということになるんじゃないですか、それについて考え方を教えてください。

答（市民窓口セ） 空き家対策につきましては、先ほどグループリーダーも申し上げましたとおりですね、決して手を抜いてやっておるわけではないということでございます。私どものほうもですね、例えば、市長、副市長のほうからもこの問題については、いろいろと指示をいただいております。そういったなかで、私、部長も含めてですけども、今後の空き家対策についてもですね、精一杯努めていきたいということで、プロジェクトをつくってはどうかというお話でございますけども、そういったことについてもですね、これからの中で考えていきたいということでございますので、

よろしくお願いたします。

問（16） 同じ67ページですけども、市民菜園の使用料が48万4,000円となっておりますけども、場所とですね、何区画あって、何平方メートル、何坪になっているかということをお願いします。

答（地域産業） 区画につきましては、101区画です。場所につきましては、高浜市の市営住宅の前辺りの位置でございます。それで、1区画が20平方メートルになっておりまして、使用料につきましては、1区画4,800円です。

13款 国庫支出金

問（9） 13款2項の国庫補助金の71ページ。3番の次世代育成支援対策交付金。昨年度よりふえています。次世代育成ってとても大切だと思うんですけども、どういった施策につながるのかということをお教えいただきたいのと、それから同じ71ページの道路橋りょう費補助の社会資本整備交付金ですか。長寿命化修繕計画、大体これ、5.5が国で、4.5を持って300万くらいの事業になると思うんですけど、どういったものなのかお願いたします。

答（こども育成） 次世代育成支援対策交付金の増額の件でございますけども、1,300万円ふえてございますのは、その一つの理由としまして、今回、県費と国費との入れ替えがございました。具体的には、延長保育がこの対象となっておったんですけども、新たにこの次世代育成ということで、延長保育が抜けまして、一時保育事業、それから、子育て支援センター事業ということで、各施設の支援センターと、それからいちごプラザの事業、こういったものがこの次世代育成に入ってきました。またそのほかに、こんにちはあかちゃん事業ですとか、次世代につながるものが、この事業に入ってまいりまして、今までよりもですね、地域で子育てをするという事業に対して国のほうで補助金をみようという形になってまいりましたので、私どもこの辺の事業にあわせまして力を入れていきたいというふうに考えておりますのでお願いします。

答（都市整備） 社会資本整備交付金の長寿命化修繕計画なのですが、高浜市におきまして、橋梁が現在40橋ありまして、そのなかの部分の50年を経過している部分が、2橋あるわけなのですが、今回、今の長寿命化修繕計画というのは、今までは事後の保全ということで橋梁を直していたわけなのですが、計画的にかつ予防的に対応しながら、超寿命化をコストを削減しながら図っていききたいということで、今回、15メートルの橋梁が9箇所あります。その部分の委託をさせていただくことでありますのでよろしくお願いします。

問（9） 委託というのは、例えばどんな委託。

答（都市整備） 現況、今の15メートル以上がですね、前橋、横浜橋、外淵橋、中学橋、論地橋、吉野橋、清吉橋、神明社跨線橋、それから小橋の9箇所があります、そこ部分の現況の橋の調査を行うということでございます。

問（9） これは、計画というより調査費というふうな考え方でよろしいんでしょうか。

答（都市整備） 調査費でございます。

問（12） 71ページ。国庫負担金の民生費国庫負担金で子ども手当負担金10億1,538万5,000円という負担金がここに入っているわけですが、これの取り扱い、どういうふうに高浜市として事務を行うことになるのか。説明願います。

答（こども育成） 子ども手当につきまして、今国会でいろいろやっているわけですが、国の示している方針に基づいてやっていくという形で考えておりますので、3歳未満の月額が1万3,000円から2万円にあがるという形に対応しております。それに対応する国庫補助金、県費補助金等につきましても、児童手当を基準としたですね、市町村負担分のものを除いた分を、国庫、県費の補助金という形で歳入するという事務手続きでやっていくつもりでおります。

問（12） 今、国会の議論等で極めて不透明な部分があると思うんですけど、事務準備等については、当初の予定で間に合うのかどうかも含めて、

見通しは、また事務当局として、国等からの通達等では、事務の扱い、どういうふうにするのかというような内部通達等が出ているのかどうかということについてお尋ねします。

答（こども育成） まずもっては、今の現状の法案が通るという前提で準備を行っておるのは当然でございます。そのほか、一つ考えられる形といたしましては、今日の新聞にもありました、つなぎ法案という形で、現状の子ども手当がそのまま継続するという形でございます。それについては、特にシステムを変更することなくいけますので、粛々とやっていけばいいと思っております。もう一つの可能性といたしましては、子ども手当が廃案になりまして、児童手当が復活するという形が考えられないことはないと思います。これについては国から特にそういった指示を受けておるわけではございませんが、私どもといたしましても、一つとしてはですね、この場合児童手当の認定については一度消滅しておるものですから、まずもって国が児童手当の認定についてみなし認定をするということが前提になってきます。それになりますと、それに基づいて、今度システムを子ども手当のシステムに変えておりますので、それを児童手当のシステムに変える作業がございます。これについて電算システムの会社とも、もしそのような形になった場合に、対応ができるかどうかということで、検討しているところでございますが、いずれにしましても、まだその結果が出ない状態でございますので、そういった場合には、業者も含めてですね、対応を考えていくと。国からもそういったみなし認定ができるかどうかということも含め、所得制限の問題もございますので、そういった指示を受けつつ最善の対応をしていくというふうに考えております

問（12） 現場、実務では大変難しい局面というのかね、それがよくわかるわけですが、当初のこの予定どおり、4月から実施という場合には、システム等については、切り替えができるような準備も平行してやっておるのかどうか。それについてはどうですか。

答（こども育成） 一つにはですね、月額が変わる部分、それから制度として外国人の扱い、それから入所施設の関係がございます。これについて

は今の業者の中でですね、システム修正費も計上してございますけども、そのなかで対応するような形でですね、予算計上しておりますので、原則としては、法案が通るという前提のなかで準備を進めておるということでございます。

問（１２） 同じく７１ページで、生活保護費負担金、２億３，８４８万円ということで、引き続き高水準にあるわけですが、この程度の予算で生活保護申請等については、対応できるのか、どういう見込みでこれは出しているのか、お答えください。

答（地域福祉） 生活保護の申請のほうの件数は、今年に入って若干緩やかにはなってきました。今年度の決算見込み額を前提にですね、積算をしてあるわけですが、そのなかでも、増額しておる理由というのが、医療扶助というのが、かなりふえてきておりました、その部分の増額が入っております。先ほども申し上げたように、若干ですが、申請件数のほうも少なくなってきましたので、何とかこれでいけるといふうに踏んでおります。

問（１２） 申請件数が若干減っておるといことですが、いわゆる窓口が敷居が高すぎて申請に来られずに、入り口で引き返すという場面があってはまずいと思うんですけど、そういった点では、対策はどのようにしているのかということと、７３ページの委託金で自衛隊募集事務委託金というのが、１３万２，０００円入っていますが、これはどのような委託を国から受けているのか、お答えください。

答（地域福祉） 生活保護のほうの対応ですが、今年度から職員も１名増員をさせていただいております、相談件数のほうは、依然としてふえておる状況です。ただ、先ほど申請にいたる件数というのが、該当しない件数ということでそれが少なくなっておるといことでありまして、あと、毎回申し上げるように、生活困窮で御相談におみえになる方ですので、その辺については、私ども親切、丁寧に対応させていただいております。

答（行政契約） 自衛官募集事務委託金、１３万２，０００円の内容でございますけども、このことにつきましては、例えば、自衛官募集の広報の

案内板でありますとか、資料要求があった場合に答えます、封筒等の消耗品でありますとか、そういったものを用意いたしまして、広く広報の活動を行うための費用であります。

問（１２） これは国との関係では、義務的にこういう委託をされているのか、どういう基準で国からの委託関係になっているのか、お答えください。

答（行政契約） 自衛官募集の事務につきましては、国の法令のなかで法定受託事務という位置づけがなされております。法定受託事務として位置づけがされますと、これは市町村の事務として行うこととなりますので、法令の規定に基づいて行っているということでございます。

問（２） 道路橋りょう費補助金の部分で、市道港線の部分が９３５万円出ているわけですが、今回この部分としては、どの工事範囲でこれがついてきているか、お願いします。

答（都市整備） 今回の委託をさせていただくわけですが、内容といたしましては、横浜橋の南側にずっと市道港線があるんですが、その部分の視距改良をしなくてはいけない部分が２箇所ありまして、その南部分の実施設計委託と物件調査をやらせていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

問（２） 今回一応ついて、前ある程度説明の中で、５年どうのという説明があったわけですが、今後としてそれが続けていけるものか、これ以外の箇所として予定として要求ができるものか。

答（都市整備） この社会資本整備総合交付金の中に５年計画ということで、この今の委託部分の１６０メートル間、ここの部分につきまして、５年間で事業を完了しなさいという事業で、今回あるんですが、実際今の事業の事業費のつき具合がどのような国の補助をいただけるかというのが、今の状態だと見え隠れしておるわけなんです、実際うちのほうの計画であれば、ここの部分を５年間で整備をしていきたいという考えをもっておりますので、よろしくお願いいたします。

1 4 款 県支出金

質 疑 な し

1 5 款 財産収入

質 疑 な し

1 6 款 寄附金

質 疑 な し

1 7 款 繰入金

質 疑 な し

1 8 款 繰越金

質 疑 な し

1 9 款 諸収入

問（12） 85 ページで。児童クラブ収入、これが1,463万円ということになっていますが、この内訳について説明ください。

答（こども育成） クラブの保護者負担金のことだと思います。これにつきましては、今年度の実績に基づいて計算をしたものでございまして、費用の内訳につきましては、延べで2,660人を予定しておりまして、平成22年度の2,603人から延べで57人、利用者がふえるという見込みで積算をしたものでございます。

問（12） 実績に若干プラスということですが、これは新年度に当たっ

て、定員をふやす予定があつてのことなのかどうか。それからこの中には母子家庭等さまざまな人が入つておると思いますが、単身親の児童というのがどの程度あるのか、そういう人たちに対する減免等については、この予算編成にあたって検討しなかつたのかどうか。それについてもお答えください。

答（こども育成） ふやすという考えはございません。ただですね、実際の実績としてですね、東海児童センター等が伸びたというのが、保育園のほうから情報も得まして、預かりの子が多いということの中で、若干人数の上乗せをしたと。途中でやめていく子も少ないであろうということでの現状でございます。母子家庭、父子家庭の形でございますけども、実際に父子家庭の方は、今年度の入会予定者ではおりません。母子家庭の方が45人みえます。実際には生活保護の方につきましては、従来よりも免除という形をやっておりますけども、母子家庭等に対する免除という形は、今考えておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

問（12） 生活保護の方が何名預けているのかということと、単身、母子家庭の減免については検討しなかつたような、答弁であります、かなり経済的にも大変なケースが多いというのは、承知のとおりだと思ひますね。そういう点では、やっぱり必要な検討ではないかと思ひますが、これについては市長の考え方が色濃く反映すると思ひますので、その辺についてどのような見解をお持ちか、お答えいただきたいと思ひます。

答（こども育成） 22年度は、一人みえましたが、23年度予定の方、今、入会審査終わったところですが、生活保護の方はございません。繰り返しますが、生活保護以外の方の免除という形は考えておりませんので、働きながらということもございしますが、特にそういった考えは持ち合わせてございませんのでよろしくお願ひします。

問（12） これには、就職活動を行う上でも、学童に預けなければならないというケースも含めて相当こういった場面、困難事例が多いと思ひますね。その点では、必要なさまざまな施策というのは、小さなまちだからこそ、きめ細かくできるということは一般的にいわれておるわけで、高

浜のよさを発揮するという点では、そういった細かいところにも、目が行き届く行政というものを目指すべきだと思うんですね。そういう点では、市長の考え方が非常に重要で、前までの市長はどちらかというところとそうでなかったと、結果が出ておりますので。これからスタートを切っておる新しい市長はその点では、切り替えてもらわないといかんじゃないかということで、可能性のあるなら、市民の声として聞いていただきたいと思っておりますね。そういう点での見解をお伺いします。

答（こども未来部） 先ほどの母子家庭、父子家庭の関係でございますが、私ども児童クラブに入るに際してのですね、入会の基準の中で片親世帯というのをポイントを高くして、まずもってクラブに入れるようにという配慮はしてございます。それで、保護者負担につきましてはですね、平成10年度からもう十数年、金額のほうは据え置いているというようなことで、その辺りの部分については受益者負担でお願いしたいという考えでございますのでよろしくお願いたします。

答（市長） 以前から高浜市はですね、子育てをするお母さんたちにどういったサービスを提供したらいいかということで、真剣に取り組んでまいった結果が今のいろんな子育てに対する施策につながっているというふうに思っております。私のほうから、今、担当のほうにもお話をしておるのはですね、今までのサービス、いろんなサービスがあります。そういうものを一度全部ひっくりかえって見直してみると、どういうところに必要なサービスがあるのか。例えば介護保険でも今後はですね、24時間のヘルパーの巡回サービスなどですね、短時間のサービスっていうような話が出たりしております。同じようにお子さんをどういうふうに、働くお母さんをどう支えていくかといったときに、既存のサービスの枠の中にはない部分でやれることがあるのかもしれないというふうに思っておりますので、どういうところで今のサービスをかえていったらいいのかということはですね、全体のなかで見直していく必要があるというふうに思っております。新しい学校開放の授業なんかもですね、始まったばかりですが、これももちろん全体のなかで見直していく対象として思っておりますので、よろしく御

理解いただきたいと思います。

問（１２）　さまざまなそういう施策については、よく理解できるし、昨年の夏休み対策でお母さん方が困ったときにも直接市長が面談に応じてね声を聞くと、こういう姿勢を私も大いに評価して、その結果も期待しておるわけですね。新年度計画になかには、残念ながらそういった要望に対する新たな施策が反映していないんで、これは予算の忙しきで漏れたんじゃないかと思えますんでね、ぜひ加えていただいて、補正で夏休み対策がでてきたというようなきめ細かい施策、これからも大いに市民の立場で期待し、要望もしてますんで、ぜひそういった声をね、予算、さまざまな施策に反映させていただきたいと強く要望しておきます。

問（１６）　８５ページのなかの雑入のなかの一番最後のところに、資源ごみ回収収益金、１，４８０万８，０００円が載っていますけども、項目別というのか、種目別に主なものだけで結構ですので、お答えください。

答（市民生活）　今回前年度比５７０万ほどの増額で予定をさせていただいております。主な要因といたしましては、売却単価のアップでございます。一番大きく上がっている主な要素でございますが、ダンボールが昨年の２２年度予算では、キロ５円のところが、現在７．３５円と大幅に回復をいたしております。あわせて新聞も同額でございます。雑誌につきましても、平成２２年４月現在は、２円だったものが、現在は５．２５円という形で上がっております。個々の項目でおいくらというのはですね、その量によって若干変わってくるものですから、月の平均を見ながらという形で積算をさせていただいておりますので、あともう一点大きく上がっておりますのがスチール缶でございます、昨年２２年４月が４円だったものが、現在１９円４０銭という状況になっております。

問（１６）　アルミなんかが、かなり市況は上がっているんですけども、対応がですね、一年の初めに決めたら、それですっと一年通していくのかですね、途中からアップ率の高いものは、アップしていくのかその辺の細かい運用はしているかどうかということをお願いします。

答（市民生活）　まずもって、アルミ缶も上がっております、昨年２２

年4月が35円でございましたのが、現在は94円50銭ということで、こちらも売買価格のほうは上昇しております。御質問の年の途中での単価の変更でございますが、契約書のなかにその旨は当然うたってございまして、本年度もダンボール、新聞、雑誌につきましては、4月1日が6円30銭であったものが、先ほど申しました7円35銭に変更、単価アップという形で契約を変更させていただいております。

20款 市債

問(6) ここでですね、5億7,000万円、一般財源に充当ということで予定しておられます。そしてまた、約9億円に近い財政調整基金の取り崩しがございます。そういった中で、市道の道路改良を先延ばし、あるいは職員の皆さんのパソコンも先延ばしということになります。今までのお話のなかで、今ここで質問していいのかよくわかりませんが、先にですね、大きな需要額が上がってくると思いますが、今年に限らず、そういった状況にあると思っておりますので、例えば国の財政規律云々という法律、あるいはまたそれに準じたですね、高浜市独自のそういったルールというものがあるかどうか。例えば、特会も含めても結構ですけども、合算してそういったルールというものをもちかどうか。なければ今後おつくりになっていく考え方があるかないか。その辺だけ伺いたいと思います。

答(財務評価) 今後の見通しということで中期財政計画では、平成23年度から25年度までですね、非常に厳しいということで、中でもですね、財政調整基金につきましては、平成25年度で何とか積めるのではないかとというような計画はしているというところがございます。今後どういった緊急な財源が必要になるのか、わからないというところもありますので、財政調整基金のですね、必要性というのは十分認識しておるところで、枯渇してしまつては、健全な財政運営に影響が生じるというふうに考えているところがございます。独自のルールというお話なんですけども、大阪市だとかですね、そういった大きな市、自治体ではですね、独自のルール等

を設けてですね、さらなる財政の健全化ということで取り組んでみえるところもございますので、そういったところをですね、参考にしながら、高浜市としてもですね、独自の基準等をですね、つくれたらいいのかなとは考えているところでございます。

問（６） いずれにしても、こういった行政のいわゆる収入の部分というのは、他力本願でして、まさに自分がですね、経営してと、これだけ儲けるぞという話ではないんで、非常に厳しいとは思いますが、そういった方向でお考えいただいて、よそはよそ、うちはうちという一つのきちっとした規律をおつくりいただければなというふうに提案はしておきたいなと思います。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

歳出

1 款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（９） 2 款総務費、総務管理費の 91 ページ、お願いします。そこで委託料の件なんですけど、1 項の人事管理事業の中、入札とか書いてありますけど、昨年度までは庶務支援センター運営事業一括委託料になっていて、今年度の予算書を見ると、かなりばらばらにいろいろなところに委託料が組み込まれていますけれども、総額でいくと、ふえているのかふえていないのか、ちょっとはっきり数字がとれませんでしたので、その委託料の件について、お聞きします。それとあと 3 件かな。93 ページ、市民予算枠事業の市民活動費の 3 番、市民予算枠事業の市民予算枠事業交付金、これかなりふえているわけですけど、交付金が。これの内訳、昨年度より

1, 200万ほどだと思いうんですけれども、アップしているのはなぜかということと、それから99ページ、行政評価事業で委託料のところ、事務事業評価、事業仕分けですね、業務委託料とか去年の予算ベースからいくと、構造改革費になった、事業になったわけですけれども、かなり減額ということは規模が縮小されて、事業仕分けが行われるのか、またどのように事業仕分けが行われるのかというのをお聞きします。それから105ページ、公共施設あり方検討事業なんですけど、これ新規事業で、委託料で公共施設のあり方計画作成支援業務委託料、800万。これあり方検討されるのは結構なんですけれども、財政調整の繰入金もかなり減額されていて、本当にこの公共施設というか、それを考えるのにその計画策定に当たって、その財政面でどのようにするかという検討がここでなされるのか、単なるどういったあり方を検討するのかという方向性をしっかりお示し願いたい。それから107ページ、防犯灯施設事業、LED防犯灯施設整備工事費なんですけど、これも新規事業で、単価にいくと4万5,000円ぐらい大体1基にざっくりすると計算するんですけど、これ材料費とか工事費、人件費、特に人件費が主だと思いうんですけれども、どれぐらい予算ベースの中で人件費がかかっているのか、あと材料費がどれぐらいかちょっと教えていただきたい。

答（行政契約） 初めに庶務支援センターの委託料のことについて申し上げます。このことにつきましては、昨年の事業仕分けにおきまして、従来3階の業務、子ども手当の給付の事務でありますとか、調書の作成、あるいは市長車の運転、市有バスの運転、コントロール室の管理、文書の発送業務、こういったものを庶務支援センター業務としておりましたが、事業仕分けの際に、パッケージの仕方がわかりにくいと。事務事業と現業業務が一緒のパッケージになっているので、事務と現業は分けるべきではないかという御指摘をいただきました。そういったことから、昨年ですけれども、一度見直しを行いまして、庶務支援センター業務については、3階だけではなくて、本庁部分、ただし会計のことがございますので、一般会計につきまして庶務支援センター業務としてくくると。その中で事務的業務

と現業的業務、二つに分けて、それぞれくくるというくくり方をさせていただきました。予算書の表記でいいますと、例えば101ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、庁舎管理事業の中に庁舎管理委託料の下に星印で庶務支援センター（現業業務）とございます。庁舎管理事業の中で庶務支援センター業務にかかわります、これはコントロール室の管理業務でございますが、こういった部分については、このような表示をさせていただいております。そういった表示をさせていただきますと、昨年度と比べて、委託料が上がったのか下がったのかということですが、総額としては3階部分の業務を一般会計全庁分に広げましたので、総額としては上がっております。個々の業務につきましては、それぞれの款のところまで計上させていただきます。

答（地域政策） 市民予算枠事業交付金ですが、これが前年に比べてアップした理由ということでございますが、今年度交付金として6,100万円計上させていただきました。この中身といたしまして、小学校単位の課題解決ですとか地域の魅力アップ、やりたいという思いを叶える地域内分権推進型と協働推進型ということで、2本立てになっております。この中身につきまして、地域内分権推進型が前年度4,100万円から5,100万円にアップしましたのと、それから協働推進型というのが今年度800万を予定していたものが、来年度1,000万ということで増額をしております。

答（経営戦略） 105ページのほうの公共施設のあり方検討について、お答えをさせていただきます。委員のほうから御質問の内容として、今後将来の公共施設のあり方を検討していくよという中で、財政面というお話が出ました。私ども考えておりますのは、まず公共施設の安全面、それから財政面、それから公共施設によって行われるサービス面、この三つの大きな柱がございますので、そのあたりは今おっしゃったように、当然ながら今の施設の現状をしっかりと把握をしまして、いわゆる市の財政面も考えまして、検討をしていきたいと考えております。将来の計画の中では、基本的にはいわゆる公共施設のあり方というのは、現状行政が全てを提供し

ていくのがいいのかどうなのかという問題も加えて、いわゆる施設のあり方によっては、民間の活力と申しまして、民の力をうまく使える方法、いわゆるPFIだとかいう方法ございます、PPPという方法もございます。そういったものも加えて、将来に向けて考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

答（財務評価） 事業仕分けの業務の委託料の関係でございます。規模縮小するのかなという御指摘だったと思いますが、事業仕分けにつきましては、今年度は平成23年度は事業の再構築の部分に重点を置いて行っていくということで、事業数というか、事業の組数としてはかなり少なくなってくるというところで、2日を1日の開催というふうに考えております。それから仕分け人につきましては、構想日本から3名派遣していただいていたのを、23年度は2名に減らしていきたいということ。それから市民判定人につきましては、事業の再構築ということで、実施はしないというところで経費が削減になっているというふうで御理解をいただきたいと思っております。

答（都市整備主幹） 先ほどLEDの防犯灯施設整備工事のLED灯の件なんですけども、これにつきまして委員おっしゃられたとおり、1灯4万5,000円で算定をしております。その4万5,000円の内訳なんですけども、これにつきましては材工込みの単価で算定しておりますので、申し訳ありませんけども、内訳の資料は持っておりません。

問（9） 逆に107ページの防犯のLEDから少し再質問させていただきたいんですけども、全部込みで4万5,000円という理解で、当然入札とかかかるわけですけど、その場合とかに人件費の提示とかそういったものは考えてみえるのかお願いたします。

答（都市整備主幹） 設計の中で、4万5,000円、おっしゃったとおり入札のほうしていきますので、設計書の中で工事費と物の単価と人工代ということで設計は組んでいくと思っております。

問（9） 91ページの庶務支援センターについてですけれども、パッケージで事務事業と現業業務にくくって、二つに分けてある、かなり細分化

されているような気がしますが、どれぐらい総額というか、結局これ人件費の分を委託するということですので、どれぐらい昨年より上がっているのかというのは、金額はわからないわけですか。

答（行政契約） 庶務支援センターの業務の範疇が広がったということで、絶対金額は上がっておりますが、個別の業務につきましては、業務内容が変わらなければ、著しく上がるということはないように考えております。恐縮ですが、全体の金額がいくらであったかということは把握をいたしておりません。

問（８） 私も市民予算枠のお聞きしたいんですけども、予算は先ほどありましたように６，１００万で計上されておりますけども、個人市民税が２２億２，０００万円で、その５％ですと１億１，１００万ですか。そうして子ども医療費の分が３，３４５万計上されておりますけど、差し引きすると７，７５０万ほどになるんですけど、６，１００万との差額というのはどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

答（地域政策） ６，１００万円、交付金が計上されておまして、７，７００万ほどとの差ということで１，６００万ほどとなっておりますが、市民予算枠事業の中に、市民提案型という部分を設けておまして、これにつきましては、市民の方から市の施策に反映するような提案をいただいた場合に、市が実行するよという制度設計になっておまして、これにつきましては提案内容によって、予算科目が決まるために、当初予算では計上してないということになっておりますので、よろしくお願いたします。

問（８） それと公共施設のあり方検討事業のところ、新規事業で今年度は基本的な考え方を示すというか、基本方針を策定するということになっておりますが、これは現在ある施設の一つ一つに対して調査をされると思うんですけど、それに対して基本的なことを考えるのか、例えば公民館なら公民館というくくり、学校なら学校というくくり、あるいはその他あいう宅老所みたいなものとか、あるいは老人憩いの家とかそういうものもありますけど、そういう一つのグループの中で今後どういうふうにしていくのかというふうにご考慮されるのか、もっと大きな意味で本当の全公共

施設をどうするのかというふうに考えれる、その考え方というか、検討の仕方はどんなふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

答（経営戦略） ただいまの御質問、いわゆる施設別というか、進め方ということだと思えます。実は公共施設というのは、さまざまないわゆる私どもが分野別というふうによく呼びますけども、文化スポーツ系の施設がありますとか、それから福祉系の施設、はたまたこの建物のように行政が直接使うような施設もございます。今回ここで示しておりますのは、いわゆる高浜市内に大小ございますが、箱物のすべてを考えていきたいというふうに考えておりますので、例えば地域によって地域別で施設を切り口として考える場合、今、私が申し上げましたように、分野別で考える場合とか、さまざまな角度から検討を重ねて、計画のほうはつくってきたいということ考えております。

問（８） 業務委託で８００万計上されておりますけど、この８００万というのは具体的にどんな内容になっているのか、お聞きかせください。

答（経営戦略） 中身といたしましては、まず私どもが第６次総合計画をつくってまいりました基本的な考え方というのは、自分たちのまちは自分たちでつくるということで、この支援というこの委託の中で書いてございますが、いわゆるこういった公共施設の検討にも市民の皆さんの客観的な目をきちんと入れていこうという考えがございます。そこでこの委託の中身としましては、まずその先ほどから申しておりますように、公共施設の現状をきちんといろんな角度から把握するための公共施設の白書、いわゆるどんなふうに現状が市として施設をマネジメントしておるかというのを明らかにするものをつくりまして、その中にさまざまな角度から分析を加えて、その上がってきたデータについて今後のあり方を検討していくということで、主体的には市民のあり方検討会という、そういったものをつくりまして、職員のいわゆるそこを支えるためのプロジェクトチームもつくっていったって、両輪の形で専門のシンクタンク的なコンサルの助言を得ながら、そういったものをつくってきたいという考えでおります。

問（３） ９１ページの文書管理事業において、法律相談謝礼として５万

円が計上されておりますけども、顧問弁護士の委託料として63万円も計上されておりますけども、その違いについてお願いします。

答（行政契約） 初めに顧問弁護士委託料から申し上げますと、これは市にかかわります法律問題全般を通じまして、年間の契約をしまして、継続的に御相談に応じていただくためのものでございまして、法律相談、謝礼につきましても、これは住民訴訟でありますとか、例えば行政事件訴訟、こういった特殊な訴訟が提起された場合には、行政問題の専門の弁護士さんに御相談する必要もございまして、ことさらに、枠取りの意味合いで計上させていただいているものでございます。

問（3） ですと、今までの実績はどのようになっておりますかね。

答（行政契約） 初めに法律相談のほうは、今年度は実績がございませんでした。一方、顧問弁護士の委託につきましても、毎月の定例の相談と随時の相談をお願いをしておりますと、今年度で申し上げますと、2月末現在で18回の御相談をさせていただいております。

問（2） 107ページ、先ほどのLEDの関係なんですけど、今回500基、今回は取り替えるということになっておるわけなんですけど、当然地域、地域で暗いということで、追加という感じのあれもあったわけなんですけど、今回取り替えるに当たって、この500基、市内全域である程度、18町あるわけなんですけど、予定としてはどのような数の振り分けというんですか、なっているかということ。続いて、111ページの防災対策費の分の補助金で木造住宅耐震改修補助金、それから補強計画補助金、それから耐震シェルター等補助金と当然前年度に対して、改めてこの予算つけてるわけなんですけど、特に耐震シェルター等で金額的には少ないわけなんですけど、こういうもんについてある程度問い合わせとかあったかどうかを含めてお願いします。それともう一つ、緊急雇用創出基金の部分のこの夜間防犯パトロールですね、業務委託料、これはどの時間帯でどの程度の人数でやられてるかということもお願いします。

答（都市整備主幹） LED防犯灯500基の設置場所の選定ということでもありますけども、委員おっしゃったとおり、現在ある蛍光灯を防犯灯に

取り替えではありますが、各まちづくり協議会に設置場所を検討いただきまして、各小学校区に100基ずつ設置するよう考えております。

答（危機管理） 予算書111ページで耐震関係の補助金、特に耐震シェルターの利用の関係の問い合わせの件数というようなことをございました。耐震シェルターにつきましては、問い合わせが年に2件ほどございます。問い合わせと申しますか、内容の照会ですね。ところがなかなか現実に補助を利用しての現地への設置というところまではいかないのが現実でございまして、やはり生活する上で、使いやすいとか使いにくいとかいう点が若干あるのかなというようなことは感じております。

答（都市整備主幹） 夜間防犯パトロールの御質問なんですけども、警備時間につきましては夜の10時から朝の4時までです。それからパトロールの体制なんですけども、二人で回っております。

問（12） 93ページの先ほども質問がちょっと出てましたが、市民自治力推進事業ということで、シンポジウムも予定されておるといようなことではありますが、この市民自治力という言葉そのものがどういった定義で考えているのかと。それを高めることによってどんなまちづくりというのか、そういう点で効果というのか、そういうものを考えているのか、市民の皆さんに説明する際にちょっとお願いしたいということと、それから93ページのその中に、もう一つ市民枠の関係で市民予算枠審査委員会委員謝礼というものが24万4,000円あるわけですが、これはどのような方が委員をされて、審査されるわけですから、一定の基準があつてということだと思っておりますが、どのような基準で枠の判定というのか、審査されるのかということについても、あわせてお伺いします。それから95ページの定員適正化事業の関係で、1点、臨時職員の賃金というものが昨年と比較して大幅にふえておるといことで、どのようなことでこういうふうに変化しておるのか、ここまでまずお願いします。

答（地域政策） まず市民自治力推進事業ということの御質問でございまして、実はこの市民自治力というのは市民力アップというような名前が最初考えておりました。その中で市民力アップというのは大変おこがましい

言い方だろうということで、市民自治力ということでここで変えさせていただいております。このシンポジウムを開催するという事なんですけども、なぜそれが市民自治力のアップにつながるかということなんですけど、このシンポジウムを組み立てていただく中で従来ですと市民の方たちはシンポジウムに来て、見ていただいて、聞いていただいて終わりだったというのが、参加型から企画型へ、行政がつくったものをお客様として聞くのではなくて、まちづくりシンポジウムを組み立てていく、そういうことを基本につくっていくということで、自分たちがつくったことでそれが力になっていくんだらうということで組み立てた事業でございます。ですので、市民の方たちにはこういうことをしていただくことによって、自分たちのまちをことを自分たちで考えていただけるような市民、それから協働事業と一緒に担っていただけるような市民となっていたらいいというような思いを込めて、組み立てた事業でございます。それから市民予算枠事業のほうの委員の謝礼でございますけれども、委員としましては7名ということで、学識経験者4名、市民の方、公募市民ということで3名ということで予定しております。審査基準につきましては、例えば事業を実施した結果、事業の目的、目標を達成することができたかですとか、協働事業にふさわしい内容であるかとか、計画どおり適正に執行されているか、それから市民サービスの向上が図られたかというような審査基準となっておりますので、よろしく申し上げます。

答（人事） 95ページの定員適正化事業の関係でございます。臨時職員の賃金関係で、昨年22年度対比275万円ほどふえておりますけども、この理由につきましては、22年度につきましては、臨時職員3人分の各半年分を計上させていただきましたけれども、23年度につきましては妊娠等による体調不良者等、そういった者が把握できておりましたので、今年度につきましては6人の臨職の各半年分ということで、計上させていただきます。その増額分でございます。

問（12） 先ほど市民枠の審査委員の関係ですが、学識経験者というようなことと、あと3名、それぞれ具体的にどのような学識を有される方、

候補者が決まっておればこういう人をということを教えていただきたいのと、それから市民自治力の関係、言われていることはわかるような気がするんだけど、じゃ市民自治力というのは何ですかと言われた時に、今の答弁だとよくわからないもんだから、そういう点では定義とか明確にまちづくり等のことに関して長けているというのか、そういうことなのかなということなんですけど、明確な市民自治力というものはこういうもので判断するというようなことがあれば、より詳しく答弁をお願いしたいと。それから93ページの市長及び副市長の行政活動事業というので、726万計上されておるわけですが、これが前年比で相当大幅にふえておるということで、これはどんな計画があつてこうなったのかと。ここ答弁願います。

答（地域政策） 市民予算枠事業の審査委員ということでございますが、学識経験者の方につきましては、税理士の方ですとか、元市の収入役だった方、それから会社の技術センターというところで講師をなさっている方ということと、それからISO14000の審査員を仕事としてなさっている方ということで4名となっております。それから市民力をはかる、どんなことではかるんだというような御質問なんですけれども、具体的にものさしというのはないんですけれども、実際の話として、昨年度実施しましたまちづくりシンポジウムの中で、パネリストとして参加していただいた市民の方が、それ以後大変積極的にまちづくりに参加していただくようになったというようなこともありまして、先ほど申しましたが、自分たちのまちのことを考えて、行動していただけるような市民ということで考えておりますので、よろしく願います。

答（人事） それでは93ページの行政活動事業の御質問でございます。平成22年度に比較いたしまして、278万円増額となっておりますけれども、この増額の内容につきましては、先ほど神谷委員のほうから庶務支援センターという御質問がありましたけれども、その関連でございますが、市長車の運転業務委託料につきましては、昨年度まで庶務支援センター業務委託料として1目のほうに計上させていただいておりましたが、今回、各事業ごとの予算計上ということで、市長車運転業務委託料、236万3,

000円ほどをこの市長及び副市長の行政活動事業に計上させていただいております。増額の理由のもう一点でございますが、旅費につきまして平成22年度対比50万円ほど増になっております。これは例えば全国都市問題会議等が昨年度よりも遠隔地で開催されるため、具体的に申し上げますと都市問題会議が22年度、神戸で開催されておったものが、鹿児島県だとか、それから例えば東海市長会総会が22年度東海市だったものが、静岡県だったとか、そういう会議の開催地が遠隔地になったための旅費増でございます。

問（12） 先ほどの答弁で定員適正化の臨時職員の関係、22年度が3人、半年分と。新年度が6人分ということで、これはどういった病気等なのか、どのような事情で6名の方が休職というのか半年間、臨職を必要とするような状況になるのか、それについてお答えいただきたいのと、それから99ページの広報の配布委託料ということで、282万3,000円が計上されていますが、確かこれの件については昨年事業仕分けの中で要改善ということで指定されておったかと思いますが、今回の新年度ではこの広報配布がどのように改善されておるのか、それについてお答えください。

答（人事） 定員適正化事業の臨時職員6人分の内訳ということでございますが、極めて粹取りの要素はありますが、先ほど妊娠による体調不良者等というふうに申し上げましたが、そういった者、それから23年度に向けての退職者の補充にかかる採用試験実施後に新たに退職者がふえたためのものでございます。

答（危機管理） 99ページの広報配布の関係でございますが、事業仕分けにおいて、要改善ということで御指摘をいただきまして、市のほうといたしましてもその内容につきまして検討をさせていただいたわけですが、基本的に現行の町内会組織を通じて広報をお配りをする、これが町内会組織、それから地域におけるいろいろなコミュニケーションづくり、そういった活動の面においても非常に有効な形であるということで、こういった形をぜひ続けていきたいと。ただ現状に問題がないかという、確かに

加入率という大きな問題がございます。そこで町内会への加入をいかに加入率を上げていくかということで力を注いでまいりたい。それから現行の方法で例えば公民館とかコンビニ等に置くことによって、町内会未加入者であっても、必要であればすぐ身近なところで広報を手にするができるような形、インターネット等、ホームページ等を通じての広報の閲覧と、こういった面についても手を尽くさせていただいておりますので、ただいま申し上げましたように、町内会の加入率向上ということで、今後も力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

問（12） 今の広報の関係ですが、町内会を通じてというのは一つの方法としてあると思うんですけど、問題は加入率を上げることによって配布率を上げるという一連の考え方そのものに市のほうに問題があるんじゃないかと。いわゆる広報配布について、町内会委託ということをやれば、全市民受け取り拒否者以外は届けるというような形で依頼して、それを担当してもらおうと。それで入ってない人は配らんといい、そういう前提の委託そのものが既に問題であって、町内会を促進するというのは、そういう中で理解を得るような取り組み、入らないと配らないという前提での委託というのが、一つ改善すべき内容じゃないかと。市のほうの町内会との関係では、そういった点であり方を改める必要があるじゃないかと。そこをなしでは、この問題というのはいつまで経っても尾を引くと思いますし、改善にはつながらないと思うんですね。入ってない人を配らないというのは、排除すると。一方で入れという飽とむちみみたいなやり方ではまずくて、やっぱりこのまちづくりの、またそういう中での町内会の果たしている役割というのをやっぱりそこに参加してもらおうことによって理解を得ると。中には万が一、いつまでも経っても理解せんという人が一人もいないとは申しませんが、やり方がそういう点では広報そのものを市民に徹底するという点でも市のほうの考え方が問題があるし、やっぱり広報を配るといふ点であれば、全市民に届けるというのが前提ですと。これは選挙の関係の選挙公報も同じことが言えると思いますけど、そういった点で考え方を改める考えはないかどうか、それについて確認しておきたいのと、105ペー

ジで先ほど公共施設のあり方検討ということで、現状の白書をつくるということでもあります。具体的にはあり方、現在の建物の現状、例えば耐用年数がどれぐらいとか、どういうものを把握して、そして今後のあり方検討の資料にしていくという具体的な800万の中身、もう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

答（危機管理）　ただいまの広報の関係でございますけれども、今、水野委員、おっしゃられた、町内会未加入者に対して、町内会を通じた配布をもっと進めるべきではないかと。このことにつきましては、私ども防災という面でも各地で町内会とその防災のあり方というようなお話をする時に、類似の問題として町内会員以外に対して、どのようなサービスをするのかというようなやはり共通するような問題が出てまいります。そういったことで考えますと、確かに広報のこともありますが、そういう隣近所の安否の確認とかですね、そういうことも含めて、最終的には町内会加入の促進ということで進めてまいりたいとは思いますが、そういうことも含めての地域での話し合いというのを今後していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

答（経営戦略）　ただいまの御質問の具体的な中身をもう少し詳しくということでございますが、実際各施設の調査をするということで、いわゆる耐震の調査だとか建物に対する劣化調査とかそういうものではございません。いわゆるまず基本的には今の行政が抱えておるデータ、それは集約をされてないそれぞれのセクションで管理をしておりますので、そういったものの横串を刺すと申しますか、いわゆる例えばコスト情報といった場合に、建築費だとかそれから維持管理費だけにとどまらず、一つ一つの部屋、例えば公民館の例を申し上げますと、三つ、四つの部屋がある、そのコストが実際にこまとして使われておる利用率がどれぐらいであるのか、その1時間の管理当たりの費用はどれぐらいかかっておるのかと、そういった踏み込んだ部分までの具体的な調査をしていきたいと。それでその中から、いわゆる部屋の稼働率、もしくは利用目的にあった目的の使用がされておるのか、そういったところも細かく分析をしていくと。その上で施設自体

が地域の中でこういった位置づけにあるのか。例えば徒歩圏内の施設である必要があるのか、少し離れたところの施設でも可能であるのか、そういったところもあわせて、まずその白書というのが先進の自治体、関東方面にたくさんございます。そういったところいろいろ研究しておりますが、やはり市民の皆様にもまずそういったことを明らかにして、わかっていただくということが必要でございますので、先ほど私申しました白書というのは、自治体の規模にもよりますが、100ページを超えるようなものをつくっておりますので、そういった部分の委託の中には分析だとか印刷製本費だとかそういったものも含んでおりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 105ページで広域行政推進の関係で、真ん中の辺に去年との比較でいくと、衣浦東部広域行政圏協議会負担金というものが昨年のやつにはなかったかと思えますけど、これはどういう形で新たに加わってきたのかということと、この広域行政圏推進の関係については、これまでもいろいろな形で問題点を指摘してきておるところなんですけど、例えば中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会というようなものについても、実態はバスの運行そのものが危ぶまれるくらい利用状況が低いというような状況になっておる中で、私どもはこうしたいいわゆる大型開発、無駄遣いに直結するような推進というものは、もう一度白紙に戻して検討すべきということを再三提起しているわけですが、これについての当市の考え方、これについて説明願います。

答（地域政策主幹） 衣浦東部広域行政圏協議会負担金ということで、平成22年度の予算をつくるに当たりましては、前年度に繰越金が50万円以上出てきたもんですから、基本的には各市負担せずにその中でやりくりしていこうよということで、平成22年度の当初予算の時にはその前年度の繰越金を使うということで、抛出はなしということで、平成23年度につきましては、繰越金がそこまではないということで、通常どおりの繰越金に戻したということでございますので、よろしく願いいたします。

答（地域政策） 中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会のお話でございま

すけれども、幹事会あるいは担当者会の中でもこの協議会については、さまざまな意見が出ているというのが実情でございます。高浜市としましては、空港という財を生かしまして、例えば交流人口の増加を図ったり、それから今委員おっしゃいましたようにアクセスの活性化に向けた研究を形にしたかどうかということで、発言をしてみたいと思います。しかし7市が参加しているということで、協議会の今後の方策を検討することに当たっても、もう少しある程度時間がかかるのかなということを感じております。ですので、引き続き来年度も継続してみたいという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

問（12） それでは、先ほど質問が出ておりましたが、107ページの防犯灯500箇所設置ということで、先ほど各小学校区100程度ということですが、あれは更新なのか新設も含むなのかがちょっとはっきりしてないということと、それからこれが達成した時にLED化率がどの程度になるのかということについて、更新と増設、内訳があるならそれも含めて一つは答弁お願いしたいと。それから111ページの先ほど緊急雇用創出事業で、夜間のパトロールの件説明がありました。これまで10時から4時までやってきた中で、その成果というのか、ここまでどのように評価しているのかということと、今後も今年は継続ということですが、将来性も含めて検討しているのであれば、あわせてお願いしたいと。それから113ページの徴税業務の窓口業務委託料、1,221万6,000円と、これ委託先と業務内容、これについて確認をお願いしたいのと、それから119ページの選挙公報配布手数料、これの依頼先とどのように有権者に徹底しているのか、これもあわせてお願いします。

答（都市整備主幹） LED灯の件なんですけども、一応500基、今年度考えております。全部で市内には2,000灯くらいの防犯灯がございまして、今回計画しておりますのは20ワットの蛍光灯を10ワットのLED灯にかえるという計画をしております。それで更新かどうかということなんですけども、基本的には20ワット蛍光灯であるものをLED灯にかえていくんですけども、やはり場所は効率のいいところは地域の方が一

番よく知ってるんじゃないかということで、まちづくり協議会さんのほうに設置場所やなんかは相談をしていきたいというふうに考えております。それからLED灯の更新率といわれますと、今年度一応500と考えておりますので、2,000灯のうちの500ですので4分の1、来年度も500で、50%ぐらいというふうになっております。それと夜間防犯パトロールの件なんですけども、成果といたしましては犯罪の認知件数なんですけども、21年が705件で、平成22年が653件で21年と比較しますと、52件減っております。削減率は7.4%となっております。これはまちづくり協議会さんですとか、NPOさんですとか、各ボランティア団体さんの活動もあわせて市が行っております夜間防犯パトロールの成果ではないかなというふうには考えております。それから今後につきましては、こういった創出事業を国がどのようにしていくかということの中で考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

答（税務） それでは113ページの委託料の中の窓口業務委託の委託先と内容でございます。委託先につきましては、高浜市総合サービス株式会社でございます。内容については、窓口、税務、収納グループの委託となっております。

答（行政契約） 119ページの選挙公報の配布の委託先ということでございますが、中日新聞の広告代理店への委託によりまして、新聞折込等活用しながらの配布を予定しております。

問（12） ただいまの選挙公報の関係は、新年度、新しく従来とは違った方法でやるということで理解していいのかどうか。それから全有権者に届けるという点で、今の新聞折込ということですが、それだけでは当然届かないと思うんですけど、それについてはどのような考えでおるのかということの一つ確認願いたいのと、先ほどのLEDの件については、場所等を変えるということもあるという説明ですが、これは1灯あたり4万5,000円というのは、自立式で従来あるやつも全部新しいものに変えてしまう前提なのか、それについては移設する場合にはその値段は違うのかどうか、それについてもちょっと答弁お願いしたい。

答（行政契約） まず新聞折込につきましては、中日新聞を購読されていらっしゃる方が約8,800世帯ございまして、全世帯の半数を占めております。中日新聞以外の方につきましては、代理店によりまして、個別にポスト等の中に配布をお願いいたしております。全有権者に届くのかということをございしますが、こういった方法によっても、中にはマンション等でセキュリティがしっかりしていて、届かないような方につきましたり、個別にお申し出いただければ、お届けするようにはいたしてまいります。

答（都市整備主幹） 防犯灯の件なんですけども、1灯あたり4万5,000円には、一応取り替えということで、取り壊して新規でつけるというふうに考えております。

問（12） 一つ先ほどの113ページの徴税業務の関係で、サービス会社に委託しておるということで、これ自身が業務の実際の進行状況を見ておると、高浜市の職員がさまざまな相談を受け、指揮、命令、さまざまな援助、そういうものが実態として行われていて、偽装請負ではないかということがかねてから改善を求めてきたところではありますが、いまだに変わっていないと。市民からも実は投書がありまして、後期高齢者医療保険納付の変更の手続きを実際に頼んだところ、窓口の方では、総合サービスの方では受け付けるけど、その処理がわからないということで、市の職員と相談して実際の業務に当たったということで、これではいわゆる請負とはいえない、まさに偽装請負ということで、いわゆる地方自治体がそういったことをやっておること自身、問題ではないかという投書もいただいておりますね。私どもも常々そういう点ではかねてから改善を求めてきたところですが、こうした業務というのは実際に請負でやることはできないわけですから、もとに戻して市が直接行えるように改善すべきと考えますが、これについての見解を伺います。

答（市民窓口） 窓口業務委託の業務範囲、指揮監督についてという御質問でございますが、業務の範囲につきましては、委託契約書の仕様書の中で厳格に定めて、指揮命令の関係につきましては、受託者の業務主任を通して、業務を遂行する一定のルールを定めております。こうして適正に実

施しているというふうに考えておりますが、中にはケースバイケースによって、複雑な案件が出てくることも考えられます。そういった場合につきましては、職員に相談をいただくというようなことはやむを得ず出てくるかと思えます。そのように御理解いただければと思います。

問（１２）　そういった実態が生まれる業務を委託すること自身にもともと無理があるわけで、もともと徴税業務に関する情報は全部市が保有しておる。それに基づいて処理を行う。さらには先ほどいろいろな相談を受けるようなケースが生まれると。これは当然通りいっぺんのことではなくて、さまざまな相談、総合的なことが相談に持ち込まれて対応するわけですから、そういった窓口については市が直接職員が行わなければ、できないことは明白なんですね。それをいまだに窓口は委託というようなことで、偽装請負というようなことになっているわけですから、もともと根本が間違っておると思うんで、改めるべきだと思いますが、これについて先ほどの答弁では相談することはケースバイケースであるということは、既にそれ自身が偽装請負ということをお認めおることになるわけですから、改善しなきゃまずいですよ、これは。どうですか。

答（市民窓口セ）　窓口業務の委託の中身につきましては、先ほどグループリーダー申し上げたとおりでございます。指揮命令の関係というお話でございますけども、やはり窓口業務の委託といえども業務でございますので、その適正な執行を確保するためには当然自治法上も必要な監督権というものもございます。当然窓口でトラブル等が発生すれば、それは必要な監督員がその監督権限の範囲内において、必要な指示を行う部分というのはいりうると。これは自治法の中でも適正な業務の執行に当たっては、きちっとそういった部分も担保されておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

問（１２）　これは明らかに偽装請負という内容ですから、改善を求めておきます。先ほど選挙公報の配布の関係で、中日新聞で８，８００と、あとそのほかについては個別に依頼しておるということではありますが、こうした方法で有権者への徹底率がどの程度なのか、こうした方法にしたのは

いつから始まって、今まで継続しておるのか、それについてお答えください。

答（行政契約） まず、いつからかということですが、2月6日執行の愛知県知事選挙からこの方法によっております。あと配布率がどれぐらいかということですが、先ほど申し上げましたような特殊事情がある方についてはお届けできない場合もありますので、ただ90%以上、それでも届かない方につきましては、各市内の公共施設に備え置いたり、個別に御依頼があればお届けをするという方法を考えております。

答（後藤副市長） 先ほど明らかな偽装請負だというような断定をされましたけども、私どもは適正に処理をしております、偽装請負は現場にはございません、ということをお知らせいたします。

問（12） ではこれは2月に起きたことで、具体的に税務グループにそういった問題があると市民自身が体験しているんですね。そういう形で投書もこちらに寄せられたわけで、私どもから以前から問題点として指摘してきたところでありますし、先ほど問題ありませんと言っていますが、実際には請負した業者がその全てについて責任を持って処理することができない業務があるということはそれは否定しないわけでしょう。である以上、そういう業務については結局その指導か監督かそういう人では対応できない、総合サービスでは対応できない問題が出てくるというような業務をその業者に依頼して、そのまま継続すること自身がこうしたことは一般に偽装請負とって問題にしてるといいますから、そういうことはありませんと言って相談なんかしていることについては否定せずに、その全体の行為については偽装ではありませんと言っているということは、これは結局詭弁じゃないですか。事実を否定できないわけですから。改善が必要じゃないですか。

答（後藤副市長） 先ほど担当グループリーダーが相談という表現をしましたが、それは相談ということとはちょっと違って、イレギュラーな問題が起きた時にその指示を仰ぐと、その指示というのかその確認をするとい

う意味での作業だっただろうと思います。したがって、こういった確認ということは当然起き得ることであろうと思います。この部分について、偽装請負ということは起き得ないというふうに理解しております。

問（12） 今、相談というようなことで言っていましたけど、確認というようなこと言っていましたけど、結局具体的な業務はこうしなければならないんじゃないですかということを含めて相談ということは、結局業務のあり方を市のほうがこうでなきゃいかんという指導という形のこれは指示になるわけですね。それにしたがってやらなきゃだめだということになるわけですから、そういった点ではこういったイレギュラーも多いような業務、窓口としてきちっと責任を持って対応するというのは、市の職員が責任を持ってやるということに戻さなければ、これは正常には戻らないということは明確だと思いますね。それに対する反論はないかと思いますが、もしあるのであればそれについては引き続きこの問題がどうかということ議論しなきゃいかん話になっちゃいますから、それについては市のほうもこうした今までの経過についてもう一回きちっと最初から精査して検討するということが必要じゃないですか。

答（後藤副市長） この件については、以前から水野委員ともいろいろ議論させていただいておりますけども、私どものほうも県の労働担当のほうと調整、あるいはいろいろと御意見をいただきながら、現在私ども現場のほうにおいてもその職場環境の中で、そういう偽装請負と見誤ることのないような環境を整備してきておりました。そうして窓口での対応につきましても、各種マニュアル等で対応し、そういった皆さんから誤解の与えるようなことのないように十分注意してきております。たまたまただいまは非常にレアなケースのイレギュラーな状況について、たまたま御指摘をいただいたということではありますが、そういったことは実際の業務を行う上の中では、必ずしも常時あるわけではなくて、たまたまそういうことが起き得たということはあるだろうと思います。ただ、それについても適正な対応をしながら、偽装請負であることではない、しっかりした適正な対応をしてきているものと、このように思っております。ぜひともそのあ

たりは御理解をいただければと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

問（12） 先ほどからいろいろ答弁いただけてますが、いずれにしても実態として今、窓口で行われてる業務、これは税務の例が一つ出てますが、に限らずさまざまな業務がやはり市民の皆さんの文書要望等含めてイレギュラーなことも既にあるわけですから、そういったことを含めて、業務をしっかりと行う体制というのは、請負ではできないことは明白ではないかと。少なくともこういった疑問が市民からあからさまに出るような状況というのは、改善しなきゃならないことは明らかですから、それについてはきちっと受け止めてもらうように求めておきます。

3款 民生費

問（2） 131ページの2の地域生活支援事業の中の障がい者地域生活総合支援業務委託料についてお聞きします。なぜこうした業務が必要なのかということと、どのような方が予定しているのかをお聞きします。

答（地域福祉） それでは障がい者の地域生活総合支援事業についてお答えをさせていただきます。高浜市のほうで障害者自立支援法の施行後に、障害者施設整備補助金、障害者自立支援サービス円滑化補助金、事業所体験実習手当金制度等創設をしまして、障がい者の働きたいを支援しております。その結果、チャレンジサポートたかはまでは、平成19年度は4名、平成20年度は6名、平成21年度におきましては6名、平成22年度は8名、トータルで24名の方を一般就労をさせる成果のほう挙げております。しかし就労後のフォロー体制が十分でないことから、社内での対応や当事者の不安感などがトラブルとして発生している。それから新たな就労の場を確保できない、それから短時間雇用による就労時間外での余暇利用ができず、生活にハリがないなどの課題も出てきております。そこで、市

のほうでは障害者自立支援法の施行と同時に、障害者相談支援事業所のほうを設置をしまして、精神保健福祉士を初めとする相談支援員を配置をし、生活相談に応じておるわけですが、就労に関しては経験や専門的な知識も十分でないことから、効果的な相談支援に至っていないのが現状であります。今回障害者の就労を含めた地域生活全般を総合的にコーディネートをし、総合コーディネーターと就労担当相談員が必要不可欠であることから、障害者相談支援事業所に新たに配置をして、機能の充実を図ることを予定をしております。総合コーディネーターの役割ですが、今までの課題を解決するような形で障害者相談支援専門員との連携による就労支援体制の確立、就労後のフォロー体制の確立、障害者支援施設、地域団体の連携体制の確立、地域資源を活用した地域就労の場の創出、それから障害者雇用受け入れ事業所の開拓などを予定をしております。総合コーディネーターのほうには長年ジョブコーチとして雇用支援業務に携わってこられた方を予定をしております。

問（９） 153 ページ、たかはま夢・未来塾事業の使用料、賃借料の件なんですけれども、月単価にすると38万ほどなんですけれども、夢・未来塾の事業費用対効果、私あんまり子供のことにに関して費用対効果というのははかりたくないですけれども、かなり学校の休み、土日中心にやられている事業だと思います。それに関してこの賃借料、ちょっと稼働率に比べたら費用対効果がどのようにはかっているのか、PDCAサイクルとよく言われますけれども、その点の事業の展開について、お願いいたします。

答（文化スポーツ） この御質問の夢・未来塾、土地・建物借上料でございますが、夢・未来塾は実際御案内のとおり2階の部分なんです。1階にまち協さんとかがあるんですけども、要はあの建物自体、もともとはJAさんの建物でございます。敷地もJAさんの敷地でございます。ですからそれを一体にJAさんとの契約に基づきまして、お借りしているものでございますので、実際に夢・未来塾事業にどれだけという話になってきますと、その費用対効果でいきますと、未来塾だけではなく、実際1階の部分も当然含まれるんじゃないかなと思います。

問（９） ではその翼プラザの管理されているわけですね。案分とかそういうのは考えてみえるわけですか。賃借料。

答（文化スポーツ） 案分等は考えてございません。この事業の中のほうで、賃借料が入ってございます。

問（９） 相対的に分割されているわけですね、入り口も別々で。夢・未来塾というか公共施設のあり方検討委員会とかも当然検討される対象になると思うんですけども、その場合もう少し賃借料の安いところとか、はっきり言って違うところでやれるところがあるのなら、そういった方向というのは考えてないのか。まるまるここに全部未来塾の賃借料で全部そのところペイするというか、やるのかそこら辺はどういうふうに考えてみえるのか。

答（文化スポーツ） この建物と敷地につきましては、JAさんの持ち物でございます。10年間の契約に基づいて実施してございますので、御理解をお願いいたします。

問（12） それでは127ページのいきいき広場管理委託料、8,704万1,000円となっておりますが、これは昨年より若干ふえているのかね。そういう点では、これまでも相当の管理委託料かかっているなという印象でありましたが、どう変わっているのかと。今後改善する予定があるのかどうかということと、同じく127ページでマシンスタジオの運営委託料というのが3,138万6,000円ということで、これまでの前回の予算との関係では、書き方がちょっと違うのか、これについて昨年との対比でどうなっているのかということをお答えいただきたいのと、129ページのやはりいきいき広場の関係で、地域福祉活動応援事業と、これは3階の活用云々含めて、かねて説明もあったかと思いますが、具体的に5,616万3,000円ということで、どのような人の配置でどんな事業やるから、これぐらいかかるという、また委託先も含めて内容について、説明をお願いします。

答（地域福祉） まず初めに、いきいき広場の管理運営事業ですが、こちら昨年度までいきいき広場の維持管理事業と運営事業、2本で事業を分け

ておりましたが、これを今回いきいき広場管理運営事業ということで1本にしております。単純に昨年の二つの事業のほうが1億0,985万8,000円になるわけですが、今回8,704万1,000円ということで、トータルでは2,200万ほどの減額になります。ここの事業につきましては、あくまでも施設の維持管理等が主な経費になっております。ここの中にいきいき広場の維持管理の部分も入っております、光熱水費等が増額になっております。それからマシンスタジオの運営委託料につきましては、これも昨年度のいきいき広場の運営事業の中にありまして、日本福祉大学へ委託をしておりました、その委託料の中に総括して含めておいたものを明確にするということで、ここへ別で出しております。続きまして、129ページの地域福祉活動応援事業、これにつきましてもいきいき広場の日本福祉大学のほうへ委託をしておりました運営事業、これを明確にするということで、地域福祉活動応援事業ということで、今回地域福祉事業総合マネジメント委託料、1,782万1,000円。これが従来のいきいき広場の行っております、いろんな生涯学習事業ですとかというものが入っております。そこに今回また新たにまちづくり研究センター事業ということで、日本福祉大学との研究において、まちづくり、地域福祉活動、どういうふうにとらえていくかというところで、盛り込んでいるものであります。具体的には日本福祉大学が総合研究機構の下部組織としてまちづくり研究センターを創設をし、まちづくり、地域福祉、地域包括、認知症、子供発達に関するアドバイザーのほうを配置をしていただきまして、行政、社会福祉協議会と連携をして研究事業のほうを進めていくものであります。あとその下に安心生活創造事業、こちらのほうは社会福祉協議会に22年度も委託しております社会福祉協議会のほうに引き続き委託をしていくものであります。その下のボランティアひろばセンターと地域福祉活動事業費補助金、こちらが昨年度社会福祉協議会のほうに補助金として出しておりましたものを、こちらのほうも明確にするということで細分化をしましてボランティアひろばセンター、事業費につきましては昨年度と同様になっております。

問（１２）　続きますして、高齢者の生活支援配食事業、１３３ページ、これは以前から継続しておる事業ですが、最近のいわゆる利用傾向というものと、予算の主な使われ方、以前から改善されておるのかどうか。どう変えたのか。それについて伺いたいのと、１３５ページのいきいき健康マイレージ事業について、委託料３７９万ということで、内容、具体的にはどういったことになるのか、これは継続事業で毎年の経費としてこの程度が計上されるのかどうか。さらには年度末にポイント付与ということで、どの程度のポイント付与を考えているのか、それについてもお聞きいたします。それから、先ほどいきいき広場の運営の関係で、地域福祉活動応援事業の関係で、日本福祉大学はスタッフはどの程度がそこに常駐してやる委託になっているのか、それについてもお答えください。

答（保健福祉）　まず配食サービスの関係であります。現状の実績を申し上げますと、昨年度の１月末現在が２万２，９８２食。本年度の１月末現在が同じく２万２，２７０食ということで、数字的には変わっておりません。また内容についても同様に実施してまいります。

答（保健福祉主幹）　１３５ページ、いきいき健康マイレージ事業委託料の内訳でございますが、元気高齢者の方々に還元をさせていただくポイント還元費用といたしまして、２１２万４，０００円。それからPR用のポスター、チラシ、高齢者の方々にポイントをためていただくための通帳等を作成する印刷製本費が９１万６，０００円。ポイントを押すためのスタンプ等消耗品等の費用が３０万６，０００円。それからこの事業自体は社会福祉法人高浜市社会福祉協議会へ委託をしておりますので、事務費ということで４４万４，０００円を見込んでおります。またこの事業につきましては、平成２４年度以降も継続することを考えておりました、２３年度につきましては福祉ボランティア活動と健康づくり活動の２本立てでございますが、平成２４年度以降はまちづくり活動についてもポイントを付与していきたいというように考えておりますので、参加者については徐々に拡大していく方向で考えております。年度末のポイントの付与でございますけれども、福祉ボランティア応援ポイントにつきましては、現在市内

5箇所にあります宅老所、それからそのほかの介護予防拠点施設、あかおにどん、くりっく等こういった所で既にボランティア活動をされてみえます。65歳以上の市内在住の方が270名いらっしゃいます。そのほか介護施設、障害者施設、子育て施設で福祉ボランティアを受け入れていただける施設が現段階でおよそ50施設ございますので、50施設、各5人程度ボランティアが入られたと想定しまして、ここの部分で250人ということで、あわせまして福祉ボランティアで500名ちょっとの参加を見込んでおります。また健康づくり応援ポイントにつきましては、現在市内在住の65歳以上の高齢者でマシンスタジオを定期的に御利用されてみえる方が204名いらっしゃいます。このほかに御自分で目標を設定をされまして、健康チャレンジをしていただく方としまして、元気高齢者のおよそ5%、250名程度を見込んでおりまして、健康づくりの部分でも500名弱の参加を見込んでおりますので、あわせて1,000名近い高齢者の方がこのいきいき健康マイレージ事業に参加していただけるのではないかという見込みを持っております。

答（地域福祉） いきいき広場のほうのスタッフの関係ですが、従来の事業の部分としまして、事業全体を統括します室長が1名。こちら専任になります。それからあと生涯学習事業関係で専任1名と派遣職員が1名。あとはショールームのほうの関係になりますが、こちら専任のスタッフが1名つく形になっております。あと先ほどまちづくり研究センターのほうの事業のほう御紹介させていただいたわけですが、こちらにつきましては大学の研究事業の一環ということで、センターのセンター長ということで日本福祉大学の平野隆之教授にお願いをしております。こちらは常駐じゃなくて、アドバイス等いただくアドバイザーという位置づけで入っていただく形になっております。それからあと、まちづくりの関係で吉村輝彦教授、それから居住福祉のほうの関係で穂坂光彦教授、それからケアマネジメントの関係で野中猛教授、それから地域福祉のほうの関係になりますが、小松理佐子教授、それからリハビリの関係になりますけども、石井文康教授、それから同じくリハビリ、それから作業療法の関係になりますけども、

来島修志助教授、それから子供発達の関係では堀井美和子准教授にお願いをしております。

問（１２） いきいき健康マイレージ事業については、内容はわかりましたが、これは高齢者の皆さんが高い保険料を納めてね、自立なりさまざまに頑張ってみえるという方は既にマイレージのポイント対象で、最初にそこからスタートしなきゃいかんじゃないかと、私どもは強く感じておるわけですが、これからの検討、来年は対象の範囲を広げるといような検討もするような説明もありましたが、そういった考え方、高い介護保険料を納めて、頑張ってみえる高齢者、全てポイント付与の対象ではないかと、そういう検討をする考えがないかどうかという点、改めて伺っておきます。それから１３７ページのリバースモーゲージ制度、これできてから久しいわけですが、現在の利用状況、また問い合わせ状況、それについてお伺いをいたしておきます。それから１３９ページの子ども医療費のいわゆる市民予算枠事業ということで、３，３４５万８，０００円ということになっているわけですが、これかかる費用が相当大きなものがあって、そのどこが市民枠かというのがどっかで説明あったかと思いますが、もう一度詳しくこの部分が市民枠でやっておるんだということについて、説明をお願いします。

答（保健福祉主幹） まずいきいき健康マイレージ事業の関係でございますが、この事業は６５歳以上の元気な高齢者を応援する事業でありまして、高齢者の地域における能力開発、閉じこもり防止、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり等を支援するものでございます。高齢者の皆さんが御自分の健康づくりやボランティア活動、地域活動に積極的に参加していただくことにより、外に出るきっかけとなり、活動で張り合いを持っていただくことにより、介護予防や健康増進につながると考えております。また地域福祉の原点ともいえる高齢者の支え合い事業であり、地域貢献を通じた高齢者の生きがいづくりにつながると考えておりますので、私ども対象といたしましては、市内在住の６５歳以上の高齢者の方はすべて御希望があれば参加をしていただくというように考えております。続き

まして、137ページのリバースモーゲージ事業でございますが、こちらの事業につきましては、平成13年度からスタートいたしまして、現段階での利用者はございません。ただし御相談にいらっしゃる方は年2、3人程度いらっしゃる状況でございます。

答（市民窓口） 139ページ、子ども医療事業の市民予算枠事業費の内訳という御質問でございますが、子ども医療扶助費、2億4,189万円のうち、市単独分、こちらの扶助費が1億0,037万4,000円になります。従前3割の自己負担のうちの2割を助成しておりましたが、これを3割、全て助成するというので、3割分の1割を拡大しております。したがって、市の扶助費の3分の1の部分ということで、3,345万8,000円を市民予算枠としております。

問（12） 健康マイレージ事業については、いろいろ参加する人は全部だということで、私が言っているのは参加と定義する範囲が非常に狭すぎるのではないかと。市民はいずれにしても、介護保険料をしっかりと納める。強制的に納めてるわけですから、それはもう既に参加しておると。そこからスタートしないと、これは非常に狭い枠のこれはマイレージの考え方ですよという点で、とにかく65歳になって例えば自立で頑張ってみえるというのは、何をやっているかをチェックするまでもなく、これまでの人生の結果がそう出ているわけですから、そういう人にこれからも元気にやっってくださいということをこういう制度をつくるのであればね、それで参加をするというような形にしないと、これはあまりにも狭い範囲の考え方で、冷たい制度だということになると思いますよ。そういう点では、ぜひ今後の検討の中では改善をしていただきたいと。それからリバースモーゲージ制度、相談はあったけどということで、確かこれまでも伺ってますが、利用は今のところ実績はないかと思うんですね。やっぱりそういう点では、これからさらに必要性に迫られるケースがふえるかと思うんですけど、例えば相談の中で、ここで結局利用にいたらなかったと。例えば土地の面積要件がとか、条件がちょっと難しすぎてとか、そういうような例があれば、窓口で相談を受けた経過の中で、こういうことがあったという点、記録持

っていただければぜひ説明をお願いしたいと思います。それから、145ページの保育園事業で高浜、さまざまな保育事業を行っていますが、さらに全部受け入れることができないといういわゆる待機者、年少者でちょいちょい出ているということを知っていますが、新年度発足、この予算施行直前ですが、現在の待機者の状況、どうなっているのか、それからそれに対する対策というものについては、どのように行っているかについても、あわせてお伺いします。

答（保健福祉主幹） まずいきいき健康マイレージ事業の関係でございますが、やはり元気高齢者の方からは例えば健康づくりに励んでみえる方なんかですと、やはりいわゆる私どもが健康でこうやって活動をしておることに対して、ぜひ行政側も応援、後押しをしていただけないかという声をちょうだいいたしております。また福祉施設の方々からは、やはりボランティアを行う高齢者の数がふえるような施策、あるいは活動にいらっしゃる方々がやりがいを持ってボランティア活動に当たられるような施策、こういったものをぜひ構築していただきたいというような御要望をちょうだいいたしまして、私どもはポイント集めを高齢者の方に一つの励みとしていただいて、ぜひとも御参加いただきたいというように思っておる次第でございます。続いてリバースモーゲージ事業の関係でございますけれども、私ども必ず御相談を賜る場合は、高浜市と県社協も同じくリバースモーゲージ制度を持っておりますので、社会福祉協議会と同席をさせていただいて、二つの制度を御提示させていただいた上で、利用者の方に御判断をいただいております。実際のところ、先ほど委員おっしゃられました、敷地面積等のいわゆる評価額の部分で、私ども高浜市の制度よりも社会福祉協議会の制度のほうがその基準が若干緩いといえますか、基準が低いところに設定をされておりますもんですから、やはりその部分で市の制度よりも県社協の制度のほうが活用がしやすいという部分がありまして、そちらのほうに傾聴される方が何人かいらっしゃったという事実はございます。

答（こども育成） 待機児の状況でございます。23年2月の状態からお話いたしますと、やはり3歳未満児、0歳児で21人、2歳児で10人、

3 1人の待機が現在発生をしております。一方、新年度始まります4月で今、入園を決定をしておりますので、その状態でいきますと、3歳未満児、1歳児で18人の待機児という形が発生をしておりますが、その対策ということですが、以前からお話しておりますように、私ども家庭的保育、こちらのほうをお勧めしております、実際この4月に10名の子が1歳児5名、2歳児5名の10名の子がその家庭的保育を利用させていただくということで、1歳児の5名についてはいずれも待機にはなりましたが、家庭的保育で対応できるという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

問（12） いきいき健康マイレージ事業については、ぜひ全員がそういう対象者だという点で、まず介護保険に65歳以上から保険料をしっかりと納めてる方、平均で月4,400円、年間5万2,800円というものを納めて、これからも元気でやっていくという人ですから、そこにまずはマイレージカード、ポイントをつけて渡して、さらにいろんな形でやっていただく制度がありますでよろしくというようなことをやるのがね、全員参加という点で高浜市のきめ細かい施策の一つになるわけで、そういう点では入り口がちょっと狭い考え方ではないかと。任意保険のこともこの前取り上げましたけど、強制保険で特に年間使う予定のないのが、5万円以上みんな払ってるわけですからね、そういう点では、そういう皆さんには本当にありがとうございますという思いやりの精神がやっぱり必要ではないかと。例えばそれで1割程度お返ししても、それはポイントでいうと年間500ポイント、5,000円分ぐらいですか。それぐらいの話ですからね。それぐらいは少なくともやって、さらにこういう制度ということについてこそね、その制度が市民になるほど高齢者を思いやっているとふうに思われる制度になると思います。そういう点ではぜひ検討を求めているとおきたいと思えます。それから保育園の関係で、先ほど待機児の状況がありましたけど、結局家庭的保育等もやってもさらに最終的に待機は残るのが何人かみえるという状況になってますんで、これらについては今後、今定員はふやしてないようですけど、施策で検討していく考えがあるのかどう

か、これはぜひ必要ではないかと思えますけど、あわせて151ページの放課後健全育成事業の関係ですけど、ここでも待機者、新年度始まるに当たって、学童保育の関係ではどの程度の待機者がおるのかどうか、それについてもあわせて答弁をお願いします。

答（こども育成） 実は御承知のように、24、25年度という形で民営化を進めていきます。その民営化の中では、例えば1歳児は待機児出ておるわけですけども、私ども国の6対1に対して、5対1という形での定員を設定しております。その中で民営化になった時点で、また実際民営化の事業者のほうは弾力運用という形で対応もしていただいておりますので、これは民営化を始める中で、スタートする中で弾力運用どれほど子供たちの環境を維持しながら、どれほどできるかということも含めて、待機児対策というのは民営化に合わせてやっていきたいというような考えを持っております。それから学童保育のほうの待機の御質問であろうと思えます。これは来年度の申し込み状況で申し上げますと、現在1年生から3年生までの受け入れの中で、13名の待機が出ておるとい形でございますので、よろしく願いいたします。

問（12） 学童保育の関係で、現在13名ということですが、これは3年生までを対象とした基準での判断なのかどうか、それから4年生以上でも入所希望というものも含めての判断なのかということと、昨年夏休み対策等で相当切実な要望があったわけですけど、これについては何らかの対策を考えておるのかどうか、それについてもあわせて伺います。

答（こども育成） 先ほどの数字は1年から3年までの数字でございます。4年生以上、あくまで1年から3年生をとということでございますけど、空きが出れば入居できるということで、今現在、4年生以上の学童で待機というか、待ちをしておるのが16名という形でございます。夏休み対策でございますけど、この夏休みも当然前年やっただと同じように、各児童センターの空き状況、毎日利用しない子がいますので、そういうことも含めて対応して、夏休み少しでも受け入れをしていこうということを全体で考えていきたいというふうな形を考えております。

問（１２） その程度の考えだと、想定になるけど、相当厳しい切実な要望が出ると思うんですね。そういう点では去年経験したさまざまな臨時の対応もあるわけですが、全体としては４年生も含めるとプラス１６人、今現在で２９人の待機が４年生を含めあるわけですから、定員をふやすなりさまざまな検討が必要かと思いますが、夏休みについては、これから状況を見てと、それから夏休み前に空きが出ればそこへ入れるという程度では、心配が非常に大きいというのが実情じゃないかと思うんですけど、そういう点では今後検討する課題としてどのようにとらえておるか、改めてお伺いします。

答（こども育成） 夏休みのこともそうでございますけども、この春休みも私どもいろんな検討をする中で、昨年３月から４月の激変緩和ということで、一般利用として児童センターの子たちを少し、昼の給食も含めて利用させたわけですけども、今年度待機も利用者も多い中で、今年度春休みにつきましては、全ての児童センターのほうで卒業された方ですね、その方は給食が始まるまでは児童クラブの一般利用という形で遊んでいただいて、昼食も児童センターのＯＢということで給食始まるまではやるというような対応もっておりますので、そのいろんなさまざまな面から夏休みのことも含めて、児童センターの厚生員一丸となって、受け入れ等いろんな方法を考えていきたいと思っておりますので、それと普段の児童センターの児童クラブの指導の中で、早く自立するということも含めて、放課後居場所づくりも含めて、さまざまな方面から対応していきたいと思っております。

問（６） １５７ページですが、一番上に就労支援業務委託料というのがございます。これの業務内容とどこに委託をされておるのかということ。まずお願いしたいと思えます。

答（地域福祉） こちらの就労支援業務委託料というのは生活保護の受給者の就労による自立の支援をさせていただくものです。今回人材派遣等を行っております、そういう民間の人材派遣会社にそういう専門的な知識を持っておるそういったところへ委託をして、実施をしていきたいというふ

うに考えております。内容のほうは、定期的にいきいき広場のほうで就労相談を受け付けをしていく予定でおります。その就労相談の際にその方の適正を見極めて、その方に合った仕事のほうをアドバイスをするような形の相談を受け付けをさせていただきます。その後、そういう適正に合った仕事をハローワークのほうへ支援員が同行をしまして、ハローワークにおいて職探しと一緒にサポートさせていただきます。それだけじゃなくて、面接の指導ですとか、履歴書の書き方、そういった細かいところまで支援をさせていただいて、一人でも多くの方に自立をしていただけるように支援をしていくものであります。予定としまして、現在6名程度、対象となる方20名程度おるわけですけれども、6名程度の方を何とか就労による自立をしていただけるように支援をしていきたいというふうに考えております。

問（6）　それで、生活保護受給世帯というのは、今全体でどれぐらいあります。

答（地域福祉）　今現在が136世帯で209名になります。

問（6）　これちょっと担当が変わるかもしれませんが、その生活保護受給世帯の中で、小中学校に通ってみえる子供さんのおありになる世帯というのはわかります。わかれば。資料があったら。わかりません。

答（地域福祉）　生活保護のほうで扶助の中に教育扶助というものがあまして、そちらを支給をさせていただいておる世帯というのが、現在14世帯20名ございます。

4款　衛生費

問（3）　163ページの4款1項、保健衛生費ですが、子宮頸がんなどワクチン接種事業が計上されておりますけれども、この事業は平成22年12月の補正予算で計上されて、23年度も継続して実施されるということですが、それぞれのワクチンの新たな対象者はどのようになっていますか。

答（保健福祉）　平成23年度の新たな対象者は、22年度からの引き続

きでありますので子宮頸がんワクチンについては新たに中学校1年生が対象になります。ヒブ、肺炎球菌ワクチンにつきましては、0歳児が対象となります。

問（3） 今、答弁にありましたように、毎年新たな接種対象者が出てくるということだと思いますけども、今回のワクチン接種事業は24年3月31日までとお聞きしておりますけども、24年以降の実施についてはどのように考えておられるのか、また国だとか県からの情報も含めて、出れば教えてください。

答（保健福祉） 今回のワクチン助成につきましては、平成24年3月31日までとお聞きをしております。これが期限となっております。平成24年以降については、私どももまだ情報がありませんが、あわせて今回今の時点で子宮頸がんには若干の供給不足が発生をしております。小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンにつきましては、死亡事故を受けまして、一時接種見合わせとなっております。今後この補助制度自体とあわせて、今の事態、国、県の情報収集しながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（2） 同じく163ページの医療対策推進費の中の地域医療振興補助金、この部分で3億5,861万云々で、これは医療法人の豊田会への補助金であると思います。この質問については、総括でいってる補正予算の中で一部重なると思われそうですが、その内訳を改めてお願いいたします。

答（保健福祉主幹） まず移譲後3年間の計上損失分を補助いたします、運営費補助金が2億6,058万2,000円、移譲時のリフレッシュ工事に伴います減価償却相当額が2,000万円、職員27名が対象となっております、職員給与等激変緩和事業補助金が658万5,000円、地域医療救急医療振興事業補助金が4,145万円、高度医療機器等補助金が3,000万円となっております、医療法人豊田会への補助金総額は3億5,861万7,000円であります。

問（2） 22年度の当初予算に比べると赤字補てんの補助金が2,000万円程度ふえていると思いますが、どのように理由によるものかお願い

いたします。

答（保健福祉主幹）平成22年度の当初予算額は病院を移譲する前に豊田会が作成をいたしました見込損益計算書、つまり3年間で収支均衡となる収支見込の額をそのまま用いております。これは移譲後1年目は病院機能を100%発揮することができなかつたこともありまして、2年目にかなりの伸びしろが期待できるのではないかと判断をし、移譲前の計画額を予算額としたものでございます。しかし、平成23年度の当初予算編成に当たりましては、移譲後1年11カ月の実績を見る限り、収支均衡まで一気に経営が改善されることは想定できない状況にございます。したがって、明らかに達成不可能であり、かつ大きな増額補正が発生する額を当初予算とすることは適切でないと判断をいたしました。このため、現状を最も把握しております、豊田会が作成をいたしました予定損益計算書をもとに、来年度の補助金額を算出いたしましたので、2,000万円程度赤字補てんの補助金がふえる結果となっております。豊田会側には職員が一丸となって、経費節減、経営の合理化に邁進するよう、強く要望いたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

問（9） 同じく163ページの3番、高浜エコハウス事業なんですけど、去年もお聞きしたと思うんですけど、管理委託業務は相変わらずなんですけど、報奨金とかがCOP10の関係で去年はふえてましたが、減っているし、電子計算機器の借り上げ料も変わらず行われてますが、ここの運用に関して、今年はこれといった方策というか施策があったらお聞かせください。

答（市民生活） 委員御承知のとおり、高浜エコハウスにつきましては分別精度の向上ですとか、市内外からの環境学習の推進の場になってございます。実は2月末の利用率でございますが、去年の562組、1万1,546名に対しまして、2月末で544組、1万2,605名と18組減ではございますが、利用人数については1,059人の増となっておりますので、3月もありますので、この増はもうちょっと足されると思っております。管理の部分につきましても、今回変える部分は今、月曜日と木曜日

がお休みですが、それ以外は常時二人体制で管理人を置いております。これを来年は土日につきましてはお二人体制でいくんですが、平日についてはお一人体制をとっていききたいなというふうに考えておりますので、そこに新たに隣にありますチャレサポさんの方にサポートとして入っていただくということで、隣のチャレサポさんとの連携も深めながら、施設の運営に当たってまいりたいと、かように考えております。

問（9） チャレンジサポートさんとの連携というのはとてもあれですけど、費用案分というか、こういった提携になるんでしょうか。具体的にわかっている部分がありましたら、お願いします。

答（市民生活） 私どもが直接チャレサポさんと契約するというふうには今思っておらなくて、やはり今総合サービスさんをお願いをしておりますので、総合サービスさんと連携をとっていただいてという形になります。

問（16） 169ページで環境衛生事業の中で、犬猫死体処理委託料が132万6,000円ありますけれども、この数とそれからちょっとここには載ってないんですけれども、改めて大山緑地で犬猫の関係の県のほうから委託、最近されたと、他の愛知県で三つの事業を行っている中の一つが辞退されたんで、高浜市に改めて事業の委託があったと聞いておりますけれども、ここに載ってないんですけれども、最近の話ですから、これはどのような事業になっているか、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

答（市民生活） まず犬猫の死体処理の委託料でございます。平日につきましては350頭、土日につきましては50頭、時間外ということで夜間、早朝でございますが、これを20頭ということで予算をお願いさせていただいております。次の先ほどの大山緑地の野良猫の件でございますが、実はこれは愛知県の動物保護管理センターさんにちょっとお願いというやら打診というやら、お互いの利害が一致しまして、愛知県でモデル地区を数箇所行うということでございます。名前はTNR事業といいまして、Tはトラップ、捕まえるということで、Nがニュートラル、中和をさせていただいて、Rはリターンということで、もとの場所に戻すというこういった

事業になってございます。地域の方々とえさやりをやるだけの方に参加していただきまして、当然おしっこだとかうんちも処理をしていただく、そういった仲間に入っていただくと。地域で管理をするという形になります。説明会のほうが先週の日曜日、実は夜7時から大山公民館で町内会の役員様向けにありまして、私どももセンター長も参加していただけたんですけども、こういう事業ですよというまず御説明をさせていただきました。春日町さんにおきましては、新年度の役員さんが実際的な活動になるということで、今後やっていけるのかやっていけないのかということをお議論をしていただくということでございます。県のモデル事業でございますので、いろんな地域で地域猫というのはやっておるんですけど、どうしても御負担になるのが去勢の手術の費用の捻出が問題になるんですが、愛知県動物保護管理センターさんのモデル事業ということで、この手術は全部動物保護管理センターさんがやっていたということ、非常に金銭的な部分も含めて、いい事業じゃないかなと今思っております。

問（16） 大変結構なやつが出てきたと思っております。それで、高浜市が本当にまちをきれいにする条例を議員提案で今出てきておりますけれども、それとの絡みは全然ないんですか。

答（市民生活） まちきれ条例というところで、言わせていただきますと、先ほどの説明会の中でも野良猫という部分だけの視点ではなくて、大山緑地全体の環境美化活動といった取り組みの中で、そういった中の猫ちゃんもあるんだよという位置づけでやっていたら、長く継続的な取り組みにもなるのかなということで、御説明もさせていただいております。

問（12） 163ページ、地域医療振興事業、先ほど答弁もありましたが、これ損失補てんの関係で見込みよりも損失が大きいということからの提案になっておるということで、先の総括等でもちょっと一定の議論がありました。3年間は損失補てんということで、今年、この23年度が最後になるわけですね。来年度以降について、この前質疑の中で、ちょっと心配な答弁があったので、非常に気にしておるんですが、一応3年間終わった以降については、損失については、豊田会のほうが発生しないように

しながら、もし発生した時は全部負担するというふうにこれまで理解しておったわけですが、それは違うわけですか。

答（保健福祉主幹） それでは豊田会への赤字補てんの関係のお話をさせていただきます。高浜市からの財政支援のうち、病院の運営費補助、つまり赤字補てんは原則移譲後3年間の計上損失を限度とする、と規定をされております。しかし、一方で高浜市と豊田会は協力して10年以上病院の運営に努めなければならず、移譲後3年ごとに病院運営の継続についての協議を行い、支障が生じた場合は双方誠意を持って問題解決に当たるとされております。よって現段階においては、医療法人豊田会に経営努力をしていただき、早期に収支均衡が実現するよう働きかけをいたしております。ただし、来年度が病院運営の継続についての協議の年に当たりますので、まずは豊田会から中長期的な経営方針や運営ビジョンを提示していただきまして、その方向性について議論する必要があるのではないかと考えております。その上で、収支改善に向けて診療体制を議論させていただき、4年目以降の経営損失の取り扱いにつきましても、お互いの協議の上で決定していく運びになると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

問（12） その場合に、最初の協定の精神である、3年間という点はその重要な関門ですので、これまでそれに基づいて出た結果については、すべて市民の税金で補てんしているわけですから、4年目以降については経営努力で豊田会の中で処理できる方向をしっかりと踏まえた形で協議に参加することが必要ではないかと、その点で決意を一つは聞きたいのと、あわせて、63ページのエコハウス、先ほど質問が出て、今年の運営について答弁がありました。実は昨年の事業仕分けではかなり厳しい判定が出ていたと思うんですね。廃止の意見もかなりあったように思いますが、それを踏まえて、今でた、今年の施策というものは、聞く中では、十分要改善というところにいるのかという点でかなり疑問なんですけど、これは事業仕分けででた改善の目標というのか、これに対して今年度はここまできておったという、どういう段階の今年の予算執行になっているのか、先々改善途中での今回の提案なのか。検討の内容についてお答えください。

答（市民生活） 過日の事業仕分けにおきましては、この委託の部分の是非というところで御議論がされておりましたので、エコハウス全体というところが、議論できなかつたので私どもも非常に苦しい立場でおりました。そういった中でも、先ほどお答えをしておりますように、日々改善するところは改善していく。そして利用者の皆さま方をふやしていく。そして、環境保全推進費で予算を組ませていただいておりますので、環境学習ですとか、ゴミの分別精度を高めていく、そういったところで今、もうちょっと力を入れていきたいなと考えております。

答（保健福祉主幹） 先の豊田会の関係でございますけれども、私ども豊田会に対しましては、従来の姿勢どおり、早期に医師を充足していただきまして、収支改善、経営の合理化に邁進していただくことは今後も強く要望してまいります。しかし、豊田会といたしましても、やはり公立病院からバトンを受け取った病院ということで、非常にマスコミを初めとして、世間の注目も集まっておる状況でございます。また社会貢献を理念といたしておりまして、豊田会の医療ブランドというのはこの地域では非常に知れ渡っておることでございますので、中途半端な経営が容認されるような状況におかれてはおりません。このことは、高浜分院の職員一人一人が自覚をしております、経費節減、経営改善に向けた努力というのはスタッフが一丸となって努力をしておるところでございます。私ども高浜市といたしましては、市民の皆さんの健康を守るための医療機関がこの高浜の地に残って、そして、縮小された診療体制が、徐々にではありますけれども、元に戻りつつあるのは、まさにこの豊田会の努力の賜物であると思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

問（12） 一つは、エコハウスの関係で委託についての仕分けの要改善だという今、前提で話がありましたが、実は判定のときに私も傍聴をしまして、そのなかにはエコハウスがあれだけ立派なものがありながら、実際に分別収集等の作業に使えない。いってみれば、箱ばかりで中身が使われていないのではないのかという厳しい判定が、あそこの中には入っていると思うんですね。そういう点では、当初つくる段階でのさまざまな

説明も聞いていましたが、立派な施設で常時実際の分別もして、それが有効に活用できるような施設を想定していたら、実際が今の使われ方になってしまったと。ここに大きな問題があるのではないかと思います、その点については判定の現場の皆さんの意向と違う受け止めをしていないですか。それについては、どのような検討をしているのかお答えください。

答（市民生活） 高浜エコハウスにつきましては、現地で分別収集をやるというところは、当初から持っていないです。当初から1階の部分です、資源ごみの分別学習エリアというふうに位置づけて、パンフレットにもそうなっています。ここでは当然ながら、分別精度を高めていただく、またわからない方が、ここで覚えていただいて地域で正確な出し方でお出しをいただくというような場所になっていきます。あわせて環境学習というところも、側面をもってありますので、その辺の部分です、より広めていきたいというふうに考えております。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

問（12） 先ほど、エコハウスの件で当初から分別については、使う予定がなかったというような答弁がありましたが、計画の段階ではそうではなしに、実際に分別もできるような設備を持ち、実際にもやっていくという説明が確かありました。そういう点では、途中で使用目的等が変わっているのではないかと。実は当初、当時日進町だったか、市だったか覚えていないですけど、あそこでそういった施設をもって実際多くの方々が分別で体験しながらやっているというものをもとに、一つの参考にやったというふうに記憶しているんですね。そういう点では、当初から全くなかったと、今もだから予定どおりだと、で、要改善の中身というのは委託の内容だというとならえ方は、大変狭いとならえ方ではないかと。なぜなら、そういう声が出るのも、あれだけ立派な設備をつくって、実際には使えませんか。何のために、じゃあ、つくったんだという疑問が当然出るわけですよ。そ

ういう点では、学習施設ということであれば、そういう大きな場所をつくって、あんなものをつくらなくてもね、誰がみても十分できる内容ですよ。そういう点では、やっぱりもう一度、この施設のあり方について根本から検討する必要があるのではないかと。その点で今年の予算の施行というのは、そういう点では要改善の完成形態として提案されておるのか、それとも要改善の検討の途中なのか。それについてだけ答弁をお願いします。

答（市民窓口セ） 先ほどもグループリーダーが答弁申し上げたとおりですね、今回事業仕分けにかかった内容と申しますのは、エコハウスの施設管理業務委託という委託料という中身で事業仕分けのほうにかかっております。そうしたなかで管理のあり方について要改善という御指摘をいただいたということを踏まえまして、先ほどグループリーダーが答弁申し上げたようにですね、管理運営方法について、必要な見直しはさせていただいたこととございます。で、エコハウスの行う事業につきましては、平成20年にオープンした時にですね、当然、設管条例というものもですね、議会のほうにお示しして、この施設の中でどんな事業をやるのかということもですね、すべてお示ししたなかで現在の施設という位置づけになっておるとこととございますので、そのときに十分な議論がされたと。あの施設のなかで行う事業については、きちんと議会のなかで御議論いただいたというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

5 款 労働費

質 疑 な し

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

6 款 農林水産業費

問（9） 171ページの、農業委員会の使用料及び賃借料のことですけ

ど、水土里情報システム使用料というのの明細、NOMA行政管理講座負担金、これ管理講座っていうふうに銘が打ってあるんですけど、誰が受けられるのか、公金負担ですので、これは行政管理の個人利益になるようでしたらとても困ると思いますので、そのだれが受けられるのか、どのような講座かお願いいたします。それとあと1件、177ページ地域農政総合推進事業の物産開発プロジェクト協議会委員謝礼となっていますけど、これはどういったものか。

答（地域産業） 水土里情報システム管理運営委託でございます、これは愛知県の土地改良連合会が管理運営する農地地図の情報システムを活用いたしまして本市の農地及び農業者に関する情報を管理するものでございます。転作とかそういうものに主にこちらのほうがするものでございます。これは新規事業でございます。もう一つ下のですね、NOMA行政管理講座負担金、3万4,000円でございますけど、委員も御承知のように農地法の改正がかなり複雑に今行われております。これNOMAというところの講座なんですけど、職員がですね、名古屋で研修を受けるものでございます。それと特産物の開発のプロジェクト協議会ということでございまして、碧南市はにんじん、例えば、刈谷市ですと、坊ちゃんかぼちゃ、安城市ですと、いちじくという特産品があるわけですけど、これから農業の経営を安定化させるためにですね、その特産品をつくっていくプロジェクトをJAさんとか関係者とですね、開発しまして高浜の新しい発掘をしていきたいということで新たに総合計画に基づいたもので推進するものでございます。

問（9） 特産物ってピンとこないんですけど、たまごとか鶏とかそういった類のものなんでしょうか。

答（地域産業） 農産物、いわゆる野菜ですとか、豆類ですとか、そういうようなもの、いわゆる碧南市のにんじんですとか、そういう経営的に安定してですね、そういう特産物を今、発掘したいというふうに考えていまして、それに伴う土壌改良費のような研究のものも予算計上を若干させていただいて、関係機関と調整させていただきたいと考えております。

問（１２） 明治用水中井筋改修事業ということで、毎年この関係では予算が計上されているわけですが、今年６，１２７万９，０００円ということで、これ必要性があつてやっているということですが、もう一度どのような事業目的でどこまできているのかということと、当市が負担はしているわけですが、計画そのものにはね、どのような形で市が関わっているのか。計画内容については市の意見はそれなりに反映しているのかどうか。それについてまず答弁をお願いします。

答（地域産業） 明治用水の改修の目的につきましては、水路の老朽化によります、被害がでないような形でですね、古くなった施設を改修するのが主な目的でございます。市の関わりにつきましては、実際的には県が担当の事業主体でございます、特に市のほうが意見的なこと述べられる段階ではない。要は施設の改修をしていくというのが主な目的でありますので、そういうふうになっております。２３年度につきましては、中井筋につきましては、４工区を計画しております、２２年度に中井筋５工区やっておりますけど、その隣接する上下流を引き続きやっていく、主なところは、現在中電の鉄塔がございますのでそれを一つずつクリアしてですね、地域の皆さま方に御迷惑をかけないような形でですね、工事を随時、計画的に進めていっておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

答（都市政策） ちょっと補足させていただきます。計画にどのように関わっているかということですが、委員も御承知のとおり吉浜地区になりますが、クリーン明水会とあって、あそこの中井筋を掃除等をしていただいている団体がございます。その団体にまず、県の計画の段階からお見せいたしまして、そのなかで漁礁ブロックがほしいとか、フェンスをしてほしいとか、そういった御要望等もでておりますので、この辺につきましては、地元の要望を吸い上げまして、県のほうにお願いして、現在のところは地元の要望を聞き入れていただくような形で工事のほうは進んでおりますので、よろしく願いいたします。

問（１２） かなり長期に続いているわけですが、いわゆる一段落、水路全体が改修完了というのは、いつごろの年度を見込んでいるのかというこ

とと、治水等の関係で、例えば水路の断面積を増やすとか、そういうようなことが、計画の中には、改修のなかには入っているのかどうか。それについてもお伺いします。

答（地域産業） 27年くらいには終わる予定で、今、進んでおります。それで、水路の断面については、当然ですね、約倍近くの水量が流れるような形でですね、断面は増えております。

7款 商工費

問（9） 181ページ。観光推進事業で鬼みちまつり運営業務委託料と観光資源活用業務委託料があります。鬼みちは昨年度けっこう盛大だったようなんですけれども、この事業を今年度やられるということですが、単独団体に委託されるのか、複数の団体に委託されるのか、そのところをお聞きしたいのと、観光資源活用業務はどこに委託するのかお願いします。

答（文化スポーツ） まず鬼みちまつりのほうにつきましてはですね、従来、観光協会のなかで鬼みちまつり実行委員会というのが組織されてございます。そちらのほうに実際、委託料としてお支払いをさせていただくということを考えてございます。もう一つ、観光資源活用業務ということでございますけれども、新規事業という形ですね、皆さん、ご案内のとおり、高浜の食文化でございます、とりめし、こちらのほうをですね、B級のほうへ参戦をするというような準備段階を考えているところでございます。

問（9） 鬼みちまつりについてはわかりましたけど、その観光資源活用業務というのは、とりめし、B級ですけど、ここはまとめているところとか、委託先はばらばらに一本一本発生するのか、そこら辺はどういうふうに考えてみえるか。

答（文化スポーツ） 実はこちらの50万、予算計上しておりますけど、今事業として進めているなかにはですね、実際今まで10月に鬼みちまつりやっておったんですけれども、それに対して春の鬼みちまつりというのを4月早々に開催をしたいということで考えてございます。そちらのほう、鬼

みちまつりの実行委員会のほうがまた組織されますので、またそちらのほうに実行委員会のほうに委託をさせていただくということで、この50万のうちは考えてございます。またあとそれ以外にですね、B級のほうの参戦に当たっては、実際にその時々業務の内容に応じた業者さんのほうを選定していきたいと考えております。

問（12） 181ページで、企業誘致等に関する奨励金、4,599万8,000円ということで、これは具体的にどのような企業を誘致する予定で、こういう計上をしているのかということについてお答えをいただきたいと思います。それから、同じく6番目にあります、コミュニティビジネス創出・支援事業ということで、この関係では新規事業にもかかれておりますが、具体的な事業内容、目的というのか、それも含めてお答えいただきたいと思います。

答（経営戦略） まず、企業誘致の関係からでございますが、企業誘致4,599万8,000円ということで、これは新たに企業を誘致したというのか、現実、制度自体がですね、既に企業が誘致をされてですね、みえた段階で指定申請というものを行ってございまして、現実昨年、指定を受けた企業の方が、お支払いをいただいた税をいわゆる奨励という形でお返しをするという内容になってございます。で、企業の数ですね、23年度予定といたしましては、いわゆる新規で工場を新設された企業様が4件、それから既存にあった工場を拡張、いわゆる増設された企業様が1件と、それともう1件がいわゆる償却資産税に対する促進奨励というのもございますので、その事業者様が1件ということで、全部で事業者の対象は6事業者というふうになっております。それからもう一点、後でお尋ねのありました、コミュニティビジネスの関係でございますが、これは新規事業のほうにも書いておりますように、いわゆる地域ビジネスというとらえ方をございまして、具体的には委託の内容といたしましては、中部経済産業局、これは国もコミュニティビジネスとかソーシャルビジネスとか読んでおりますが、そういったものに従来から力を入れておられまして、我々も、将来高浜が自立、地域が元気になっていく、地域の課題を少しでも地域の方

が支えあって解決をしていくという、そういった部分を描いております。そのなかでいわゆる委託しましては、まず皮切りに考えておりますのが、やはり現地現物をみていただく。例えば、地域の課題、いろいろ上がってくると思いますので、講演会等を開催してですね、その中でいろいろな成功事例をお話しいただく。その中で皆さんがお気づきの地域の課題ってなんでしょうかというようなものを聞き出すアンケート等をとります。で、そういったところからですね、先進的な事例、現地現物を見て、むこうの方にお話をいただくような、そういった仕掛けをしていきたいと。その後はもう少し具体的にですね、一般の方がビジネスという話になりますと、いろんな部分で経営、運営、それから地域資源をどうやって生かしていったらいいのかという、そういうノウハウもないものですから、そういった部分に対するセミナーだとか、気づきを与えるような仕掛けをしていきたいと。それが委託の具体的な内容でございます。

問（12） コミュニティビジネスの関係ですが、一回目については何か、具体的なものをたぶん持ってみえると思うんですけど、どんな分野の方なのか、やってこられたそういうものをどういう面を特にみんなに展開するとか、そのための講座とか、そういう内容についてもう少し詳しくお願いしたいのと、それから企業誘致については、新設等で、高浜で拡張なり、それから新たに進出した企業、それらに対する奨励金だということですが、6件というようなことですので、主な企業と金額というものをお示しく下さい。

答（経営戦略） 回答が逆になりますが、先に企業のほうの御紹介をさせていただきます。まず、先ほど増設とってお話をしましたが、それはマルスギ株式会社様で、瓦製造業です。601万5,000円。新設のほうは4事業者あると申しましたが、東海興業株式会社様で、2,133万3,000円。それから株式会社詳起さんが508万7,000円。それから株式会社町井製作所さんが、294万円、株式会社石実メッキ工業所さんが、862万3,000円。あと一番最後に申しました償却資産の増資というのがございまして、それがトヨタ車体精工株式会社様で、これは限度

額の200万円という形になっております。それから、もう一点のお尋ねのですね、コミュニティビジネスの関係でございますが、これは具体的に先方にまだ連絡をとってこういうふうにしたいということではございませんけども、私ども今考えておりますのが、岐阜県郡上八幡の八幡町なんかでは、障がい者の支援が軸となった、いわゆる地域連携の地域づくりだとかですね、それから三重県の四日市なんかでは、先ほどからとりめしという話題もでておりますが、地域のそういった地産地消を生かしたいいわゆる食べることに對してのコミュニティビジネス等がありますので、そういった部分を、まだほかにもございますけども、そういった部分の方をお呼びして、分科会形式の形で進めていきたいと考えております。

問（12） 181ページ、いきいき号循環事業ですが、これ委員協議会等で説明を予定しておるようですが、基本的な考え方、これまでの総括を踏まえて、特徴というのか、主な新しく改善したものがこの年度に入っていると思っておりますが、いつの時期にこういう狙いでというものについて、循環事業についての説明をお願いします。

答（市民生活） 委員申されましたように、詳細の説明につきましては、総務建設委員協議会、並びに全協のほうで御説明申し上げます。主だった見直しの内容だけ、かいつまんで御説明をさせていただきます。これまで市内コースにつきましては、ワゴン車3台で運行してございましたが、これを市内は2台で運行させていただこうと思っております。現行のコースであります、北部コース、東部コース、南部コースの3コースで今、運行しておるんですが、これを細分化いたしまして、吉浜コース、翼コース、高取コース、港コースの4コース設定とさせていただきます。現行、1コースあたりの運行時間が55分とやや長い時間がかかっておりますので、先ほどの4コースにつきましては、30分で一周を帰ってくるというふうな時間短縮に努めております。新たに刈谷市の刈谷豊田総合病院本院への乗り入れる、刈谷市コースを新設をいたしております。この運行につきましては、行って帰ってくる往復を60分という形で基本的には、00分発ということでもわかりやすい時刻表にしたいと考えております。以上が、

かいつまんだ変更点でございます

問（１２） 先ほど質問のなかで、いつからという点が漏れていましたのでお願いします。

答（市民生活） 申し訳ございません、答弁漏れがございまして。全協等が済みましたら、こういった路線の見直しには、公共会議での合意が必要でございますので、３月２５日に地域公共交通会議にお諮りをして最終的な合意をいただく予定でございます。この合意を受けたら直ちに中部運輸支局、愛知運輸支局等へ運行許可申請、あと知立建設事務所ですとか、刈谷市さんへの道路占用等の手続きを予定しております。あわせて、停留所の設置ですとか、時刻表の作成等々と市民の皆さまへのPRを行ってですね、２３年の７月から新路線で運行したいと考えております。

８款 土木費

問（９） １８９ページの都市計画総務費事業の報奨金のところなんですけど、昨年度はCOP10対応で自然学校を開かれるということだったんですけど、今年も継続してやられると思うんですが、この目標設定というのは、どういうふうに考えてみえてみえるのか、お願いします。

答（都市整備） 報奨金の自然学校講師謝礼分なんですけど、これ９，０００円の４時間で３万６，０００円ということになっているわけなんですけど、今年度も自然学校をやらせていただき、体験もやらせていただいたわけなんですけど、今回も同様に、今年度かなり参加者の方がよかったということなので、来年も続けてほしいということアンケート調査でありましたものですから、同じことを今回もやらせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

問（９） これって、継続というか、評判がよかったらまた次年度、次年度というそういうふうなことですか。ある程度期間を区切ってここら辺までの成果があったら、どこまでの目標設定をして、ここまでやるというそういうものはどういうふう考えているのか。

答（都市整備） これが、今、県の補助をもらっているわけなんですけど、

この県の補助を生かさせていただければ、継続してやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

問（２） 185 ページのですね、市道新設改良事業、ここであってあります、市道港線道路調査測量設計業務委託料、これはどの区間の部分を今年度。

答（都市整備） 市道新設改良のですね、市道港線道路調査測量設計業務委託なんです、1,782万9,000円につきましては、市道港線のですね、先ほど歳入のほうで御提示させていただいた、横浜橋のですね、南側からずーっといきますと、曲がったところが二箇所あります。南側、一番碧南沿いのほうにですね、一箇所視距改良する場所がありますので、その160の間を詳細設計と測量、物件調査の約13棟分あるんですが、その13棟分の委託をさせていただくということです。

問（２） 前の説明だと横浜橋のすぐ南ではなかったですか。

答（都市整備） 南のほうです。

答（都市政策） 補足させていただきます。今、視距改良でやる箇所が横浜橋渡ってすぐと、それから堤防に行く、ちょっと手前と二箇所ございます。今回のこの調査というのは、県のほうの補助で、すぐ南のほう、それから国のほうで、研屋といいますか、磯貝自転車よりまた南のほう、この二箇所を予定しています。

問（８） 187 ページの緊急雇用創出基金事業の道水路占用図書等電子データ化業務委託料の1,392万8,000円ですか、これはどのようなものをデータ化するのか。

答（都市整備） 現在、道水路の占用に関する資料がで申請当時のですね、保管されているものが、かなり古い状態になっております。それをデジタル化にさせていただきまして、これが今現在、データ作成に401枚ありまして、それと道水路の占用資料データが67枚あります。合計が473枚ですので、その分を今回の道水路占用図書のデータベース化をさせていただいて、この時期の平成24年度からこれを使いながら、新たに占用物件もこの中に入れていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

ます。

問（12） 今質問のあったデータ化の関係では、これは23年度でその仕事は完結するという事なのか、それでどのような利用することによる効果があるのかという点について確認したいのと、185ページの真ん中にあります。橋りょう改築事業の関係で橋りょう点検調査等業務委託料ということで、長寿命化修繕計画策定というようなことが入っているわけですが、これについてはどのような業者にどういった調査をさせて、いつごろそういう計画策定が完了する予定なのかということについても説明をお願いします。

答（都市整備） まず、道水路占用図書等の電子データ化なんですが、今のをデータ化にするとですね、2年に一回ずつですね、占用だとかもやっております。その中ですね、資料自体の人件費というのがかなり、今でも多い状況になっております。それをデータ化にするに従ってですね、人件費の削減というのは、かなりでてくると思っております。橋りょう点検調査等業務委託なんですが、橋の点検調査をやっていくということで、15メートル以上が9基ありますので、その9基を今回やっていくんですが、これは民間のほうに委託させていただくようになっておりますのでよろしくお願いたします。いつからということですが、第2四半期くらいでやらせていただきたいと思いますと思っております。

問（12） 橋梁については、新しくつくった橋以外は、かなり老朽化しているかと思えますけど、そういう点では、点検の結果を踏まえて今後の橋梁の改築というのか、改良の事業に使う予定だと思いますが、その辺の具体的な予定ということと、先ほどの雇用創出の関係では、1年で簡潔で継続する事業ではないという確認でいいのかということと、それから191ページで公園照明装置で953万9,000円ということで、これについても具体的にどこの公園でどの程度の照明灯設置、どういうものを行うことについての答弁をお願いします。それから193ページの公営住宅、真ん中の辺に、明渡訴訟等委託料というものが入っておりますが、これはどういった訴訟で、件数は何件、金額の見通しはという点についてお答え

ください。

答（都市整備） 占有は単年度でございます。公園の照明灯設置工事につきましてははですね、平成23年度におきましては、大清水公園に2基、それと中部公園に4基ということを考えておりますのでよろしくお願いたします。橋梁につきましても調査委託がありますので、調査委託は来年度で単年度で終わらせていただいて、今後、事後で、橋が落ちた時点で橋をつくるわけではなくて、コスト縮減のために何かあったところの、点検やったところで悪いところがあったところについて、随時やっていきたいという、長期的な目標の策定をさせていただくということなものですからよろしくお願いたします。

答（市民生活） 公営住宅明渡訴訟等の委託料でございますが、これにつきましては、市営住宅、並びに借り上げ公共賃貸住宅に御入居の方で、残念ながら、家賃の納付にいたっておらない方、この方々を対象に明渡訴訟を起こさせていただきます。43万4,000につきましては、2件分を予定をしております。

問（12） 2件訴訟ということですが、それはそれぞれどれくらいの期間で、いわゆる未払い金額が総額いくらになっておるのかということについてお答えいただきたいのと、それから公園のものについては、ソーラーの公園灯ということで単価も相当の金額になっているわけですが、これについてはLEDは時期がたつごとにかかなり下がってくるというような状況があるかと思いますが、こういった形で予算運用、入札等やられるかと思いますが、できるだけ経済的な施工ということをどのように考えておられるのかそれについてもお願いします。

答（市民生活） 予算の2件でございますが、今この方を2件というふうには断定はしておりません。とは言いながらもこれまでに高額の滞納のある方、また長期の滞納のある方が実際におります。今後こういった方々にはですね、納付相談を行ってそれでも誠意が見られないということでありましたら、顧問弁護士さんと調整をいたしまして、訴訟の対象にさせていただこうと、かように考えております。

答（都市整備） 23年度の太陽光LEDなんですけど、どうしてどんどんやっていくかという話なんですけど、値段が下がっていくんではないかということなんですけど、今年度もですね、丸畑公園に2基、大山緑地に3基やらせていただいているわけなんですけど、どうしてかというのと、地震が発生したときに直ちに避難をしていただくということなものですから、そういったところの市民が災害時に待機できる場所に灯りが必要ということで早急にやらせていただくようなかっこうになっておりますのでよろしくお願いたします。

問（12） 質問の趣旨が十分伝わっていないようで、私は大いに公園等でね、24時間、非常時でも明るくするというのは大切な事業で、それをブレーキを踏んでいるわけではなくて、さらに効率的にという点では、入札等きちっとやられて、できるだけ、今の時勢のなかで安価な形で、もっともっと広げられるようにという点では、新しい事業ですので日々、効率的なものがでてくるのではないかと、そういう点で入札等についてどのような改善をとということをお聞きしていますので、それについて何らかのところがあたらお答えいただきたいのと、それから明渡訴訟の関係では、細かいことはいいとして、長期にそして個人で合計滞納金額、2、3件でけっこうですから、どういうものがあるか。やっぱり市民の皆さんにも知っていただく必要があると思いますので、それについてお答えください。

答（都市整備） 入札の中で考えてはどうかということなんですけど、LEDの関係もですね、だんだんだんだん開発されてきております。私どももいろんなものを資料を集めて、安いものにどんどん取り替えていきたいと考えておりますので、また入札につきましては一般競争入札でやらせていただきますのでよろしくお願いたします。

答（市民生活） 公営住宅の家賃の未納者の期間の長い、高額というところで、市営住宅で申しますと、現年、過年含めまして98カ月、415万1,000円、これが最高でございます。借り上げ公共賃貸住宅で申しますと現年、過年含めまして81カ月、562万2,550円、これが最長、最大の滞納になっております。

問（８） 先ほどお聞きしました、占用の件なんですけども、物件というのは主にどんなものなんでしょうか。先日電柱の占用料のあれがあったんですけど、そういう関係ものなのか、それも入っているとは思いますが、更新の年月というか、自動になっているのか。

答（都市整備） まず、占用物件というのが道路の専用におきましては、東邦ガスさんだとか、中電さん、NTTさんの電柱とガスさんの埋設管というものがあります。水路占用におきましても、電柱だとか、橋の横断だとか、個人の中のものがあります。そういったものを占用としてみなしておりますので、その有料の部分の占用を年度ごとに支払いをさせていただいておるわけでございます。

答（８） 支払いをしている。請求をしている。

答（都市整備） 要は請求をさせていただいているということです。

問（８） それは自動更新ですよ。

答（都市整備） 自動更新ではなく、うちのほうが請求書を出させていただいておるわけでございます。

答（都市政策） 少し補足のほうさせていただきますと、東邦ガスとか中電、それからNTT、それから今言いました一般の個人からもそれぞれ占用で、出てきまして、今、紙ベースでうちのほうは管理いたしておりますので、それは古いものもかなりございますので、そういったものを今回データベース化して管理していきたいという、こういったことでございますのでよろしくお願いたします。

9款 消防費

問（９） 195ページの消防団活動事業の消耗品費ですけど、274万くらい昨年から上がっているんですけど、これは何の理由。

答（危機管理） 消防団の関係の消耗品費の大幅な増額でございますけども、実は、消防団の活動のための服があるわけでございますけども、通常活動する際に使われる、活動服、これをですね、今回団員分について更新をしていきたいという内容。あと、部長以上、正副分団長、正副団長につ

きまして盛夏服、夏に着る制服があるんですが、この更新をしていきたいということでこの消防団員の活動服、盛夏服の更新が増額の主なものでございます。

問（１２） １９７ページで広域消防事業の関係で４億６，１０９万７，０００円ということで、前年よりも２，３００万円ほど増になっているわけですが、これは例えば、高浜署に関わる新たな設備なのか、主な内容、今後の見通し、どの程度に分担金が推移するのかという点についてお願いします。

答（危機管理） 衣浦東部広域連合の分担金が先ほど委員がおっしゃられるとおり、２，２００万強ですね、増額となっております。この主な要因といたしましては、２３年度におきまして、広域連合のほうのですね、通信指令システム、車両の指令システムの関係をシステム更新をやるということで、こちらがですね、費用的に２億６，２５０万円ほどかかってくるということで、この影響でですね、全体でですね、分担金の総額として２億５１００万円ほど増になる。で、そのうち高浜市分といたしまして２，３５０万円ほどが影響してくると。こういったことが主な内容で、来年度につきまして高浜市の分担金が２，２００万強増額になっているということでございます。それから分担金の今後の見通しということでございますが、これにつきましては、過去の５年間の予算ベースで申しますと、平成１９年度が４億３，１６０万７，０００円、２０年度は４億５，５８１万８，０００円、２１年度が４億５，５５１万７，０００円、２２年度が４億３，８４１万８，０００円、ただいま申し上げましたように、２３年度が４億６，１０９万７，０００円ということで、平均でいいますと４億４，８４９万１，０００円というのが平均でございます。ただ今後ですね、消防につきましても消防無線のデジタル化ということがいわれていまして、これの期限が平成２７年ということになっております。２７年の期限を迎えるまでに消防無線のデジタル化を進めていきたいということでこちらにつきましては相当の費用がかかるというふうに考えられておりますので、この費用負担をですね、どのように平準化を図りながら進めていくかとい

うことで現在検討をしておるところでございます。

問（12） 先ほど、2億6,000万円くらいというのが、通信指令の更新ということで、広域連合になってそんなに日がたっていないけどそれくらいでもう更新しなきゃいかんのか。何か特殊事情があったのか、簡単に説明願います。

答（危機管理） 通信指令システム、広域連合発足平成15年でございますけれども、コンピューター等使った機器ということでメーカー側ですね、保証期間、製品の供給期間というものがあまして、これで7年、8年たつわけですけれども、そのくらいでそういった保証関係がですね、なくなってしまうことから、更新が必要だというふうにきいております。

10款 教育費

問（8） 203ページの教育活動支援事業のなかの外国人児童生徒等通訳賃金とか、あるいはサポートティーチャー賃金、これは具体的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

答（学校経営主幹） 教育活動支援事業につきましてはですね、特に外国人の児童生徒等の通訳と早期適応指導員の賃金、サポートティーチャー賃金が主なものであります。現在、外国人の児童生徒の数がですね、小学校で大体、今、105名、中学校で34名と、合計しますと139名、今、カウントしておりますけれども、そのうち取り出しが必要、日本語がうまくしゃべれないというのか、学習支援が必要である子どもの数がですね、62名に上っております。そこに通訳者2名を小中学校7校に均等に配置をしまして、ポルトガル語とスペイン語、この2語について、通訳を通してですね、学校生活だとか、学習の支援、こういったものをするものであります。それからサポートティーチャーにつきましては、主に小学校では、4年生以上の算数科における少人数指導事業、それから中学校におきましては、英語科における少人数指導事業、こちらのほうに活用しまして、子どもたち一人一人に対する、きめ細やかな支援、こういったものが確実にできることから、児童生徒の学習に対するやる気の向上だとか、それから、

学力の向上、こういったことにつながっていくのではないかと取り組んでおります。

問（８） ポルトガル語とスペイン語ということでしたけど、そのほかの国語を使っている児童生徒さんはおみえになるかどうか。そういう方たちには十分なことができているのかということと、それから、小学校の少人数指導というのは大体何人といいますか、何人くらいの子どもさんが少人数指導を受けてみえるのか。お聞きしたいと思います。

答（学校経営主幹） 今現在ですと、国別にいきますと、ブラジル籍の子が139名中の113名、それから先ほど出てきたスペイン語ですね。国でいきますと、ペルーが6名、ボリビアが2名、中国が1名、フィリピンが15名、アメリカ1名、というような感じなんですけど、ほとんどがブラジルのポルトガル語とそれからスペイン語で対応できるわけで、今ちょっとインドネシアの子が来年から入ってくるものですから、今考慮中なんですけど、中心はその2国でやっております。それから少人数指導につきましては、小学校の4年生以上は全員を対象にしております。

問（12） 201ページで上のほうにあります、標準学力検査実施委託料223万5,000円ということで、かなりの間独自の学力検査というのを続けていますが、これについて成果と問題点をどのように把握しているのかということについて、最初に。それから203ページに、一番上にいじめ・不登校対策推進事業と。具体的に今、どのような委託をされているのかということと、資料でいただいています、不登校関係の資料というものを見てもみますと、小学校で23年度で0.76%ということで、予想と比較して倍近い状況になっていると。中学校でも上下ありますが、22年度で3.3%ということで県平均を上回っているというような状況で、いろいろ努力はされておるとは思いますが、なかなか厳しい状況になっているということもありますが、こうした委託とあわせてどういった取り組みをしているのかということについてもお答えください。

答（学校経営主幹） 最初の御質問の標準学力検査の実施の関係でありますけど、現在小学校3年生以上、前にもちょっとお答えさせていただいた

かもしれませんが、小学校につきましては、4学年を国語と算数、中学校につきましては、全学年ですけど、1年生の場合は国語と数学、それから2年生から3年生は数学と英語というような形で実施をさせていただいております。この目的ですけども、一つは今、先ほども話が出ましたけども、少人数指導の効果の検証ということと、それからそれぞれの結果を分析しまして、それをもとにして、学力向上にどういうふうな方策を立てるかというような学校の指導方策の資料として使わせてもらっております。特に小学校の場合ですと、国語と算数全部、どの学年も実施をしますので、非常に領域別に広範囲の問題が出題されますので、それぞれの領域で子供たちがどれぐらいの到達度があるかということが非常に判明できます。それと中学校の場合ですね、4月に、中学校の場合は実施をしますけども、その1年のその子の個別の指導課題、そこが早い時期に把握できますので、こちらのほうも今後の指導の資料に使うことが非常に有効です。一つは、これと知能テストと連携しておりますので、その子の今学力の状態がその子にあった状態で勉強が進んでいるのかとか、ややこのアンダーアチーバーとオーバーアチーバーとか怠けとるのかとかちょっとやりすぎとるのか、そういったようなことの今の頑張り度もこれで見ることが出来ますので、かなり有効的に使わせていただいております。それから不登校の問題でありますけど、その支援が不登校の、今、生徒指導の巡回相談員とか不登校の相談員、そういったもの使わせていただきまして、学校に来れないとか、学校に来て教室に入れれないとか、そういった子たちのために、そういったような支援員を中心に、特別指導のほうを実施させていただいて、各学校で担任との連携をとりながら、取り組んでおるんですけども、先ほどもちょっと御指摘のあったように、本年度でいいますと小学校で今のところ23名、それから中学校では47名という数字がカウントされております。昨年に比べると若干ちょっと数字的には減ってはきておるんですけど、相変わらずちょっと全国的に比べてみますと、高浜市の状況というのは、少し数字が多いです。これらの原因というのが、特に大きいのが、最近の問題としまして、その子本人にかかわる問題というのが、非常に大きく割合

を占めておるので、なかなか個別にその原因を探りながら、一人一人違った指導をして支援をしていかないと、なかなか学校のほうに復活できないというような現状があつて、ちょっと時間が必要であるというような現状であります。

問（12） 不登校対策については、具体的に203ページの一番上ですが、委託はどんな方にどこに委託してということだけ、あとお答えいただきたいのと、10款1項3目、203ページで、国際理解推進事業、外国語助手派遣ということで、どこからどんな人がと、どのような学年を対象にという点についてもお答えいただきたいと思います。それから215ページの小学校給食事業の関係で小中学校とも父母の負担、給食費というのが相当大きな負担、重いわけですが、それに対する引き下げ、義務教育でできるだけそういうものについては負担させないよという方向が求められておるとは思いますが、それを引き下げのための取り組みについて、伺いたいと、そこまでまずお願いします。

答（学校経営主幹） 不登校対策推進事業につきましては、特に小中学校におけるいじめ不登校の問題を総合的に検討する委員会をつくっております。それぞれの各校に予算配分をしまして、各校で事例研究だとか、それから教師の検証だとかそういったような費用に充てております。それから二つ目の外国人の英語指導助手、こちらのほうはALTの2名の教師を雇いながら、大きく指導助手として三つの役割を果たしておっていただくんですけど、英語科の授業を充実させるというそういう部分と、それから子供たちの学習に対する意欲を高めるという部分と、それから外国の人の文化とかそういったものを理解させるというような形をこのALTの方によって、学校現場に入ってもらっておるといようなことです。入札です。対象は今年から小学校の5、6年生とそれから中学校全学年が対象であります。

答（学校経営） 給食費の引き下げの取り組みということでございますけども、これ引き下げではなくて現状維持、取り組みなんですけども、各学校とも栄養士が安くて安全でおいしい食材をとということで、いろいろ努力

をして引き上げをしないようにということで、努力していただいておりますのが現状でございます。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時30分

問（12） だいぶお疲れのようですので、ひとつ頑張っていきたいと思いますが、先ほど給食費の関係については今までの答弁と変わらないものがあつたわけですが、実は3年ほど前ですか、食材費が上がったことが引き上げされて、そのままずっと続いてきておるということで、その後若干の物価の下がりがあつたはずですが、そういうことも含めてかなり重い負担になってるんですね。その面も含めて、高浜市の場合には食材費が公会計に入っていないということも含めて、食育といわれておると時代ですので、やはり給食費の負担も含めて、改善していくという取り組みが高浜市の姿勢として必要ではないかと、その点で教育を預かる市長、教育長のお考えをお聞きしたいということと、それから217ページの図書館の関係ですね、これも指定管理者に業務委託して、今日まで来ておるわけですが、指定管理者の業務をどのように評価しているのか、これまで全国で指定管理者制度が適用されてから、相当いわゆる市の業務が指定管理者に移っておるわけですが、そういう中には安いだけを目的にやって、相当ひどい実態になっておるといふ例もあるわけですが。幸い高浜市ではそんな顕著な例はありませんけど、さまざまな問題を抱えておるといふと思いますが、その指定管理者の業務評価、これについてコスト一辺倒でなしに、品質、実際のサービスがどうかという点ではどういった評価をしているのかということについて、あわせてそれから美術館の関係で221ページ、改修工事が入ってるわけですが、2,560万ということで、その内容とそれから業務委託がこの指定管理料で1億8,000万と相当の金額になっておるんですね。これは市の財政、今の状況から考えても病院やほかのさまざまな大きな負担かかっているのと含めて、大きな負担の1項目だと思うんで

すね。それについて、運営のあり方、見直しの時期に来ておるのではないかということも思いますが、そういった検討がされておるのかどうか、今後についての考えもお聞きします。

答（教育長） 私のほうに考え方をということでございましたので、食材につきましては、水野委員も十分御案内だと思いますが、私どもが値上げをしたということの経緯の中に、確かに10円、15円という形があるわけですが、これも単独校でやらせていただいているということと、それから他市で給食材料の差異というものは、センター方式のところはどうしてもその集中管理と集中材料仕入れという大量コストで仕入れるということで、そこには当然コスト差異が出てくるということでありまして、近年新聞等々見ておりますと、市町も値上げがいろいろされている報道もされております。そういったところでは高浜市が決して突出してそういう意味では高いというふうには思っておりませんし、現行の中で十分PTAの皆さん方も御理解いただきながら、やっていたらと認識をいたしております。

答（文化スポーツ） まず1点目の図書館の指定管理者の評価ということの御質問でございますが、御案内のとおり図書館のほうにつきましては、平成21年度から図書館流通センターさんのほうに指定管理者をお願いしております。これまでTRCさんのほうにおきましても、私どものほうの図書館の位置づけといいますか、図書館の目的というものを御理解をいただきまして、業務のほうに、管理運営に当たっていただいております。指定管理者の評価のほうにおきましても、評価委員会のほうではA評価をいただいております。というのも図書館側のほうは、学校図書等の連携等をやっていただいておりますし、またもともとありましたボランティア関係、読み聞かせ等のほうのそういったボランティアの方等の連携もうまくされて、図書館のほうの運営をされてございます。その図書館の利用される方におきましては、その都度アンケート、また意見聴取等をされまして、それに対しまして真摯に向き合って、それに対応すべきことをしてございます。ですので、私どものほうにおきましては、かなりの評価としては高

い評価を考えてございます。それと2点目の美術館のほうの改修工事のほうにつきましては、収蔵庫のほうの空調設備の改修工事のほうを行う予定でございます。館蔵品とか収蔵を保管してございます収蔵庫があるんですけども、こちらのほうかなり敏感なものでございます。湿度、気温、そういったものを調整するための空調設備の更新をさせていただくという工事の内容になってございます。また三つ目の美術館の見直しという観点につきましては、こちらのほうも指定管理者制度を導入する中で、相手方におきましてもより効率的な管理運営を行っていただくことは毎月の定例会等のほうでも申し上げさせていただいてもおりますし、またいろんな文化等発信していただく拠点でもございます。そういったところも改めて認識をしていただくとともに、高浜の文化でございまして、瓦というものを市内外に情報発信をしていただくというような責務のほうもしっかりやっただいていいるというところでもございます。図書館、美術館というものは一つの拠点、それを一つ個々に活動をしていくのではなくて、そういったもの、私どものほうにあります瓦文化というものをそういった図書館また美術館をつなぐことによって、より一層そういった情報発信がされるのではないかというふうに考えております。

問（12） 学校給食の関係では、いろいろ自校方式ということでの制約みたいなことも、今、教育長言っていましたが、それは自校方式のよさが一方ではあるわけで、しかし入札、購入等が小刻みになって、単位が少ないということで、単価はやや高めになるのではないかという懸念も言ってみえますが、学校単位であればそれ1校でもかなりの量になるわけだし、それから入札のあり方の改善、さらには食材費に対する一定の補助というのも保護者負担の軽減の上では必要な施策ではないかと。そういう点では各市で公会計に組み込むと同時に、さまざまな材料費についての一定の必要な負担もすることによって、教育、父母負担がそんなに上がらない形をね、努力しているというような取り組みあるわけですから、そういった点での取り組みの改善、入札方法についても含めてどのように考えているのか、それから美術館の関係については、今、空調の関係で相当のお金がか

かるということで、これ美術館の館蔵品の維持ということでああいう美術館、博物館に登録されたというものがいかに相当お金のかかる施設であるかということの一つを言い表しておると思うんですね。そういう点では、高浜のような小さなまちで、そういった形をこれからもずっと維持してることが、例えば分不相応ではないかというような声もあるわけで、そういう点で検討する必要があるではないかということをおもうわけです。昨年の事業仕分けの時に私も傍聴してまして、仕分け人というのか、そういう方がいろいろ言ってる中には、乃村工藝社とかああいうところは相当一流の業者で単価も高いぞという点で、その辺はどういうふうにご検討おったかという質問も出てましたが、そういった点では、どういうふうにご評価しているか。これからの運営について、そういったことも含めて検討する考えがあるのかどうか、それについて伺っておきます。それから219ページの放課後居場所づくり、学校で今年から全校で行うということでさきの質問の中では5月ごろからというような答弁もあったかと思いますが、学童等の定員が非常に厳しい中で、有効な役割ということをご期待する向きはあるわけですが、そういうことであれば夏休みについてもという声もあるわけですね。そういう点で当市の考えでは夏休みは入ってないかと思いますが、その辺についてはどのような検討をされてきておるのか。今後の予定も含めてお答えください。

答（教育長） 給食の関係でございますが、入札と申し上げました。当然公会計になれば、センター方式含めて当然そういったことも材料のいろんなこと、当然我々としてもやるべきであって、現在ね、水野委員さんも十分御案内だと思っております。市町、それぞれの学校が地域のいろんな八百屋さんを使うということで、青果組合通しながらやっていただいております。そういった意味では、ある意味、今のシステムというのは十分地域の人たちの経済にも潤わしているんだらうと。それがもし公会計できちっとやるとなれば、我々の立場としては、大きな当然業者もあり得る前提も出てきますので、そういった意味を考えていくと、今のやり方っていうのは十分地域の人たちのコンセンサスを御得てやられていると、そんなふうにご認識を

いたしております。

答（こども未来部） 美術館のほうでお答えをさせていただきます。事業仕分け等の意見を踏まえられた御意見と思っておりますが、財政厳しい折に、文化行政というのが喫緊の課題ではないんだろうというような御指摘だというふうに受け止めております。しかしながら、私ども文化のないまちに将来はないというふうに考えております。今回の資料要求の資料15のところにもありますように、本年度いろいろ展覧会のところで多くの方が観覧をしておっていただけるという状況もございます。今後とも指定管理者の多角的な感覚の中で、今後とも美術館をよりよい美術館にしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

答（こども育成） 放課後居場所事業の夏季の展開ということの御質問だと思いますけども、今、放課後居場所づくりについては、夏休み以降をめぐりに各小学校でスタートしようということで学校と調整をしながら進めております。それ以前、モデル校をやった高浜小学校の中でも子ども・子育てネットワーク会議などでも居場所事業のことについていろいろ検討しておるわけですが、まだ夏休みを実施を要望するというような話はネット会議の中からも出ておりませんので、今後様子を見ながら将来的な検討課題として考えていきたいととらえておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 学校給食の関係では、公会計、即センター方式というような教育長の話もありましたが、私どもが求めておるのはそういうことではあなくて、今の自校方式のよさというものを生かしながら、負担をできるだけ軽減するというための入札等の改善も含めて検討は必要だろうし、さらには食材費についても一定の負担も市としても教育費が無償という義務教育という観点に、できるだけ持っていくという視点があるんじゃないかということでもありますので、誤解のないようにひとつよろしく願いします。

問（6） 223ページの生涯スポーツ振興事業、このスポーツ施設改修工事の内容について、どの場所の何をいつ改修されるかひとつお願いをいたします。

答（文化スポーツ） スポーツ施設の改修工事につきましては、碧海グラウンドのほうのナイター設備のほうを考えてございます。こちらのほう、これまでに実際プレー中に漏電等がございまして、停電したというようなことも聞いてございます。そういった中で、受電設備のほうの部分について改修を行わさせていただくということでございます。

問（6） 工事中の場合は、ナイターは使えませんか。

答（文化スポーツ） 一時的にやむを得ず、御無理を申すことがあるかと思えますけれども、協力最小限にとどめた工事の進め方にしたいというふうには考えております。

問（6） 流作も同じような海に近いところにありますが、ここはいかがですか。

答（文化スポーツ） 生涯スポーツ施設にあっても、やはりかなり老朽化というのがまいてございます。そうした中、私どもこの財政状況の厳しい中で、優先度等を考え、考慮させていただきまして、碧海グラウンドにつきましては、ヘリポートという位置づけにもなっております。そういった点で、先にさせていただいて、流作につきましてはできれば次年度以降にまた計上のほうさせていただきたいというふうに考えております。

問（12） 先ほど221ページの美術館の関係で、こども未来部長から文化はいらんような意見がということがありました。ちょっと先ほど言うのを忘れまして、そういう意見ではございませんので、やっぱり必要な文化の一つとして、美術、それも私は必要だと思っております。しかし、今の財政を預かる市の市民の税を預かるものですから、やっぱりそれをわきまえてという点で、できるだけ節約した形、そして市民の要望する文化的な要求も満たすという点では、難しい選択ですが、そういったきめ細かい施策があると、私はそういった立場で求めていますので、誤解のないようにお願いいたします。

委員長 ここで皆さんにお諮りいたします。質疑の途中ですが、本日は予定どおり一般会計まで行うため、午後5時を過ぎても継続すべく時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 それではそのようにとりあつかいますのでよろしくお願いを申し上げます。

1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

問（6） 227ページ、公債費の中で、下の段で、借入金利子償還事業、一番下に、一時借入金利子とって20万、これは多分枠組みだとは思いますが、この一時借入金のちょっと説明、どういうふうに使われるのかという説明と、今まで本当に使われたことがあるのかどうか、ひとつこの辺の説明をお願いできればと思います。

答（財務評価） 一時借入金のまず御説明ということになりますが、歳計現金が不足した場合に、その資金の不足を補うために借り入れる金銭ということになります。その借り入れた場合に支払うのが一時借入金の利子ということになります。近年ではそういった実績はございません。一番直近でいいますと、平成18年の時に一時借入金利子として支払っている金額としては6,000円程度があるということでございます。

問（6） これの借入金の上限額というのは決めてます。

答（財務評価） 上限額につきましては、一般会計予算書の5ページのところで頭のところで、一時借入金ということで、第3条のところで12億円と定めているということでございますので、よろしくお願いたします。

問（6） 決算書で我々、こういう形で出てきましたかね、すいません、ちょっと決算書、ちょっと頭記憶にないんで。利子として、一時借入金を仮に何千万でも1億でもいいですが、利子としてしかこういうふうになら

ってきません。途中のいつにいくら借りたというのはこれ当然出てきませんので、その辺はどうなんですかね。利子の結果だけ出てきます。利子だけ。

答（財務評価） 議員おっしゃるとおりですね、利子の結果がこの科目に含まれたような形で決算書のほうには計上されているということになります。

問（9） 一時借入金のことなんですけど、平成18年の病院の支払いぐらいいましたかね。それで今年は何の費目を一時借入金に想定しているのか。元金のそのもとの想定、ここに上がってきた理由というか、もとは何を一時借り入れするためにやるのかっていうそこら辺がわからないと、予算組みされたというのがわからないんで。枠取りでもちゃんとゼロならゼロなんですよ、これって。

答（財務評価） 先ほど枠取りということを申したわけなんですけれど、歳計現金に不足が生じた場合ということになってきますので、どの時点でどういった形で不足が出るのかということは予測はできませんので、20万円の枠取りでの計上をさせていただいているということでございます。

問（12） 227ページ、借入金元金償還事業ということで、12億1,869万7,000円という返済をすることになるわけですが、市の財政状況、こういう中で収入が減っておるとかさまざまな厳しい中での取り組みですけど、市の財政状況はどのように判断しているのか、これについてお答えください。

答（財務評価） 市の財政状況ということでございますが、一応公債費比率、それから実質公債費比率等につきましては、年々減少しているというところで、平成22年度におきましては、11.3%。それから実質公債費比率につきましては、6%というふうに見込んでおります。23年度におきましては、またさらに率を下げるといふふうに見込んでおまして、交際費比率につきましては11.0%、実質公債費比率につきましては5.6%ぐらいにはなるのではないかとということで、市全体の予算規模に対する公債費の割合というものは、年々減っているというふうにご理解をいた

だきたいと思います。

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 一般会計の歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。
本日の日程はこれをもって終了し、明日は午前10時より再開し、議案第
29号に対する質疑からお願いをいたします。

散会 午後 4時53分